


第4章

施策の展開



- 基本目標 1 自分らしい暮らしを支える
仕組みをつくる
- 基本目標 2 地域のつながりをつくる
- 基本目標 3 地域福祉の担い手をつくる
- 基本目標 4 安全・安心な地域をつくる

第4章 施策の展開

基本目標 1 自分らしい暮らしを支える仕組みをつくる

◆ 現状と課題

- 近年、わが国では少子高齢化や人口減少を背景に、社会的孤立、育児と介護のダブルケア、ヤングケアラー、8050問題等、複雑化・複合化した課題が発生しています。これらの課題は、高齢、障がい、こども、生活困窮といったこれまでの分野別の支援体制では対応が困難な場合があり、こうした支援ニーズを分野横断的に受け止める、包括的な相談支援体制の強化が一層求められるようになってきました。
- 福祉に関する情報提供や相談窓口の充実を優先して取り組むべきとしている声は多く、相談すること自体をためらう人を少なくするため、気軽に幅広く相談ができる人・機関があることの周知を強化することに加えて、それぞれの相談機関の役割や機能をきちんと整理し、重層的な支援体制を市民にわかりやすく提示していくことが重要です。
- 「まるまど」に関する事業説明会や周知イベント等を開催しており、参画事業所が増加傾向にあります。事業所の属性に偏りが生じないよう、幅広い対象への理解・協力依頼が必要です。
- 財産の管理または日常生活等に支障がある方を地域社会全体で支え合うことは、喫緊の課題であり、成年後見制度はそのための重要な手段です。しかしながら、制度の必要性の高まりに対して、成年後見人等への支援体制が不十分で、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用があるなど、利用者が制度を利用するメリットを実感できず、必要な方が制度を利用できていないという実態があります。
- 成年後見制度に関するニーズは、今後高まることが予想されるため、市民に制度が正確に理解されるよう、引き続きさまざまな対象や方法で周知をしていくことが大切です。また、成年後見制度の申立てについては手続きが煩雑なこともあり、当事者が負担に感じることも考えられるため、円滑な利用につながるよう支援していく必要があります。
- 市内には住宅地と自然が共存する地域特性があり、身近な生活圏で安心して暮らせる環境づくりが進められています。一方で、地域間での生活環境の格差等が見られます。特に坂道や狭い道路が多い地域では、高齢者や障がいのある人の移動に支障がある場合もあります。地域の実情に応じた移動支援の仕組みづくりや、外出支援の拡充、また外出を通じた社会参加・交流の促進が今後の課題となっています。

■めざす地域の姿■

- 分野・世代・属性を問わない相談支援体制が整っています。
- いざというときに「ちょっと助けて」と言える関係性が地域の中で築かれています。
- 困難を抱える人への理解が深まり、お互いを尊重し支え合う活動が展開されています。
- 地域ぐるみで、健康づくりや生きがいづくりに取り組んでいます。
- さまざまな支援の連携により、誰もが自分らしく地域で暮らしていくことができるようになっていきます。

1 包括的な相談支援体制の整備

(1) 包括的な相談支援体制の充実

高齢、障がい、こども、生活困窮等の制度に基づき行政が実施してきた既存の相談支援と、社会福祉協議会や協力事業所をはじめとした民間の相談支援機関が密接に連携・協力し、一体となって分野・世代・属性を問わない相談支援体制を充実します。

行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各分野(高齢、障がい、こども、生活困窮)の相談支援窓口は従来どおり設置しつつ、情報や連絡体制の整理を進め、より一層の連携強化を図ります。 ○ 「まるまど」による相談窓口が市民にとってより身近でわかりやすくなるよう、相談者が時間や場所を気にせず、問合せフォームを使って相談ができる体制づくりを行い、広く周知します。 ○ 「まるまど」の拠点となる事業所を市内に設置し、支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、積極的に働きかけ、情報や支援を届けます。
	<p>関連事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合相談支援事業 ・ 基幹相談支援センター事業及び障がい者相談支援事業(委託相談) ・ 生活困窮者自立相談支援事業 ・ 「こうけん・ゆうゆうサポート」(中核機関)の設置 ・ こども子育て総合相談(利用者支援事業(こども家庭センター型)) ・ まるまど拠点事業
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校区ごとに設置された校区福祉委員会への後方支援を通じ、住民の小さな声や困りごとを拾い上げ、相談ニーズの早期把握に努めます。 ○ 支援機関のネットワークを活かして、分野や世代、属性、内容に関わらず相談を受け止め、相談内容の整理、適切な相談支援窓口への丁寧なつなぎを行います。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ コミュニティソーシャルワーカー(CSW)を配置し、制度の狭間にある複雑化・複合化した相談に分野横断的に対応します。 ○ CSW合同会議を定期的を開催し、具体的な事例検討や情報共有を通じて、関係機関との協働による支援体制を強化します。 ○ 生活困窮者自立相談支援事業や生活福祉資金貸付事業において、経済的な支援だけでなく、個々の状況に寄り添った相談対応を行うことで、世帯の生活再建と経済的自立をめざします。 ○ 高齢者の総合相談から権利擁護、介護予防までを一体的に担い、医療・介護・福祉の連携による地域包括ケアシステムの中核としての役割を果たします。 ○ 法人内の各事業が持つ専門性を有機的に連携させ、多様な相談を「受け止め、整理し、つなぐ」総合相談窓口としての役割を強化することで、誰もが安心して相談できる体制を整えます。
<p>福祉関係機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 校区福祉委員会を中心とした地域のさまざまな福祉活動への協力や支援をします。 ○ 地域の困りごとや相談ニーズの把握のために、校区福祉委員会の会議に参加します。 ○ 「まるまど」では、相談をいったん丸ごと受け止め、相談内容を整理し、適切な相談支援窓口につなげます。 ○ 自治会等が主催する会議に参画し、福祉の視点から意見提供や助言を行うことで、誰もが暮らしやすい地域づくりに貢献します。 ○ 利用者やその家族が抱える複合的な課題に対し、事業所内だけで抱え込まず、プライバシーに配慮しながら多機関と積極的に情報共有し、チームアプローチによる包括的な支援体制を構築します。
<p>福祉活動団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域と行政等の橋渡し役として、お互いのパートナーシップを強固にし、相談し合い、ともに解決する仕組みづくりを推進します。 ○ 日頃の活動の際に、気になる様子の人や支援が必要そうな人の情報を、地域包括支援センター、社会福祉協議会等へつなぎます。 ○ いきいきサロンや子育てサロン、各種イベント等の活動を通じて、地域住民の困りごとや支援ニーズの早期発見に努め、地域の「アンテナ」としての役割を担います。 ○ 看護師や介護士等、専門的な資格を持つ地域の方々の協力を得て、集会所に「地域の相談室」を設けるなど、地域住民が持つ知識や経験を活かし、誰でも気軽に相談できる場をつくります。 ○ 認知症カフェ・交流カフェを継続し、当事者やその家族介護者が安心して集える憩いの場を提供します。 ○ 日常的な関わりの中で「いつもと様子が違う」といった変化に気づいた際に、相談窓口のリーフレットを渡す等の「ゆるやかな見守り」と「情報提供」に協力します。

市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「お互いさま」の気持ちで、困りごとを相談できる関係性をつくりましょう。 ○ 身近な人だけでは解決が難しい課題を抱えている人がいたら、相談支援の専門職や関係機関につなぎましょう。 ○ 地域での見守り活動や交流の機会を通じ、支援を必要とする人や支援のニーズを把握し、必要な人には地域や福祉に関する情報を提供しましょう。 ○ 市の広報紙やホームページを確認して、自分たちの地域にどのような相談窓口(「まるまど」、地域包括支援センター、社会福祉協議会等)があるかを知りましょう。 ○ 「こんなことで相談していいのかな?」と迷っている友人やご近所の方がいたら、「専門の窓口があるから、一度話してみたら?」と声かけをしてみましょう。
----	--

◆◆ 市民の声 ◆◆



- 相談したいことはありますが、相談してよいものかと悩むところです。
- 弱い立場の人が、家の近くで気軽に相談に行ける場所があればよいと思います。
- 相談窓口寄せられたニーズや困りごとの解決に向けて、福祉のネットワークづくりの充実、多様な支援が可能となる人材育成と制度づくりが重要だと思います。

(2) 行政や地域団体の支援体制の強化

地域福祉を推進するうえで、行政だけでなく、地域の多様な団体や支援者が連携し、支援体制を強化することが求められています。複雑化・複合化する生活課題に対応するために、役割分担と協働の仕組みを明確にし、継続的に連携・支援できる体制づくりを推進します。

(3) 困ったときの相談先等の情報提供

住民が生活の中で困りごとを抱えた際に、どこに相談すればよいかかわからず、支援につながらないケースが少なくありません。行政の相談窓口だけでなく、地域の支え合いにより提供されるサービス等も含め、身近な相談先や利用可能な支援の情報をわかりやすく伝えることが、早期の対応や孤立の防止につながります。そのためには、分野・世代・属性を問わない相談支援体制づくりが重要です。

行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉協議会と連携し、小学校区を単位とする地域(小地域)での地域住民の参加と協力による支え合い、助け合い活動を推進します。 ○ 地域における包括的・継続的なケアを実現するために、医療機関を含めた関係機関との連携体制の構築や、高齢者が地域とのつながりを持って生活できるよう、介護サービスのみならず、多様な主体により提供され
----	--

	<p>るサービス等を活用したケアマネジメントを実施するための情報の発信に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ こどもや保護者が抱える悩みや不安に対して、適切で迅速なサポートを提供できるよう環境を整えます。 ○ 相談員等の研修や専門性の向上を図り、安心して相談できる体制の充実に取り組みます。 ○ 地域全体でこどもたちを支え合う環境づくりや、世代を超えた交流を通じて、こどもたちが豊かな人間関係を築く機会を増やします。 ○ 地域の子育て支援団体やボランティアと連携し、幅広い世代が参加できる交流活動を促進し、情報提供を行います。 ○ 交野市まちづくり市民提案型事業を実施し、地域におけるさまざまな課題に取り組む団体等の活動を支援し、多様な公共サービスの継続的な提供を推進します。
	<p>関連事業等</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小地域活動推進事業 ・ 利用者支援事業 ・ 地域子育て支援拠点事業 ・ 市民相談事業 ・ 交野市まちづくり市民提案型事業 ・ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の強化
<p>社会福祉協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「あなたの身近な医療と介護の相談窓口」や「チームオレンジガイドブック」等の冊子を配布し、医療機関や相談窓口、認知症カフェ・交流カフェ等、交野市内の社会資源の情報提供を行います。 ○ 適切な介護保険の使い方を啓発し、本人や家族と共に現状を確認するツールである「交野市版フローチャート」を活用し、一人ひとりの状態に応じた介護予防や地域活動への参加を具体的に提案し、自立した生活を支援します。 ○ 「交野市コミュニティソーシャルワーカー活動・事例報告書」を活用し、コミュニティソーシャルワーカーの役割を地域や関係機関へ広く伝え、課題解決に向けた連携のきっかけをつくります。 ○ 外国人や高齢者、障がいのある人等、誰もが必要な情報を得られるよう、広報紙やホームページ、SNSを活用し、「やさしい日本語」を意識したわかりやすい情報発信に努めます。 ○ 生活に困窮し支援を必要とする方に相談窓口の情報が確実に届くよう、生活困窮者自立支援制度のパンフレット等の効果的な配架・配布に努めます。 ○ 出前講座や相談会を通じて市民と直接対話し、社会福祉協議会の役割や各事業の活用方法を丁寧に伝えることで、福祉への理解を深め、「困ったときには社会福祉協議会へ」という信頼関係を醸成します。 ○ マスコットキャラクター「にじ丸ちゃん」を広報媒体やイベントに積極的に活用し、社会福祉協議会の活動に親しみを持ってもらうことで、相談への心理的なハードルを下げ、誰もが気軽にアクセスできる環境をつくります。

福祉関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所の相談窓口を地域に広く周知し、地域住民との顔の見える関係を進めることで、地域住民の福祉に関する不安や疑問を解消し、早期の課題解決を支援します。 ○ 赤い羽根共同募金運動の周知に協力し、地域福祉の充実を財源面から後押しします。
福祉活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティア活動を通して新しい自分を発見したり、素敵な仲間と出会えたり、参加する一人ひとりの大切な生きがいややりがいにつながるようにみんなで支え合います。 ○ 地域の福祉施設や医療機関、自治会等との連携を深め、定期的な情報交換や勉強会を開催することで、顔の見える関係を構築し、地域全体での支援体制づくりに貢献します。 ○ 困っている人を見つけたときに校区福祉委員と情報共有し、ちょっとした困りごとであれば地域で対応します。また、解決が難しいことは専門職につなぐ体制をつくれます。 ○ 困りごとを抱える家庭への寄り添った支援を進めると同時に、市民が協力し合い、支え合う地域共生社会の構築をめざします。 ○ ボランティアセンターが第二の我が家として、自分らしくいられる、ホッとできる居場所であり続けられるように大切にしていきます。 ○ 地域の掲示板、回覧板、SNS等を活用し、団体の活動内容を多世代にわかりやすく発信します。 ○ サロンやイベントの参加者に対し、各種相談窓口のリーフレットを配布するなど、必要な情報が必要な人に届くよう、情報提供の工夫に努めます。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域にある福祉サービスや相談先の情報に触れ、困ったときに自分や家族が安心して相談できるように備えましょう。 ○ 情報を受け取るだけでなく、周りの人にも相談先や支援の情報を伝え合い、誰もが支援につながる地域づくりに協力しましょう。 ○ 行政や地域団体が行う説明会や意見交換の場に積極的に参加し、地域の課題や取り組みについてともに考え、提案していきましょう。 ○ 自分のできる範囲で、見守りやボランティア活動等の地域の支援活動に関わり、支え合う環境をつくっていきましょう。

2 自分らしく生きるための権利や生活を守る支援の推進

(1) 権利擁護に関する支援の充実(成年後見制度利用促進計画)

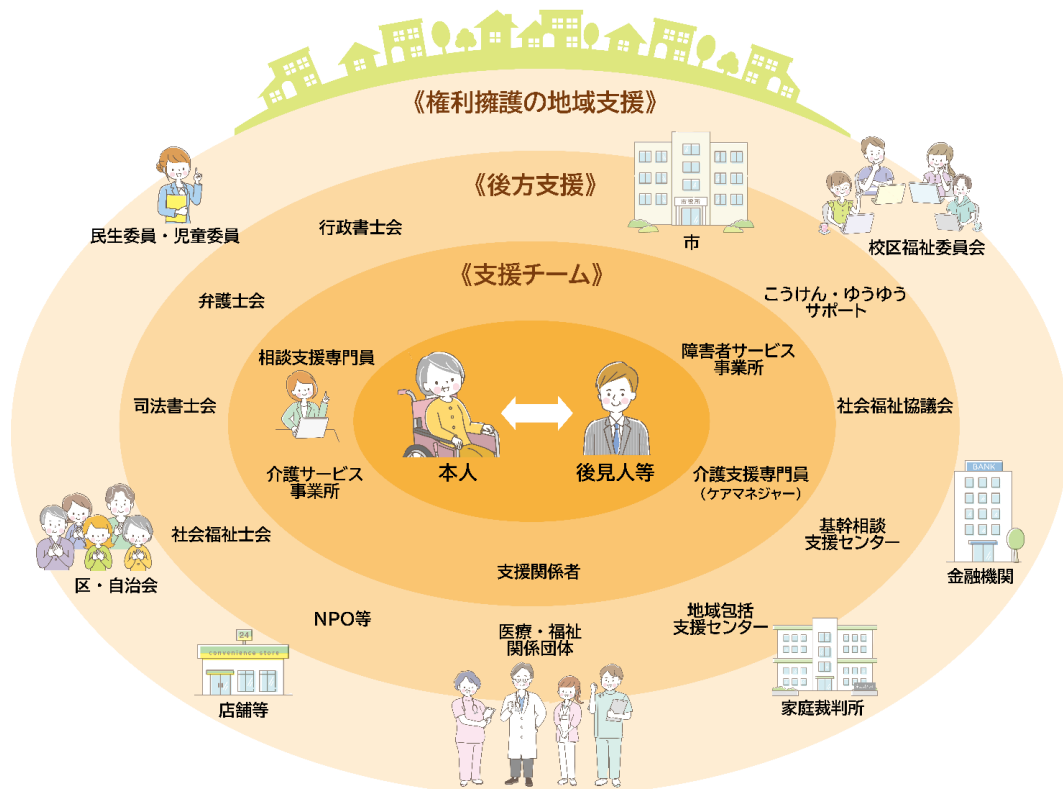
成年後見制度は、認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいによって物事を判断する能力が不十分な方の日常生活を法的に支援する制度です。

成年後見制度の基本理念は、①ノーマライゼーション(個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する)、②自己決定権の尊重(意思決定支援の重視と自発的意思の尊重)、③身上保護の重視(財産管理のみならず本人が良好な生活を維持できるよう支援する)とされており、成年後見人等を選出することで、本人に代わり必要とする福祉サービスの契約を結ぶことや、財産管理、本人の不利益につながる行為(判断を伴う購入や契約等)を取り消すなど、本人を法的に保護し、本人が安心して本人らしく暮らしていくことを支援する制度です。

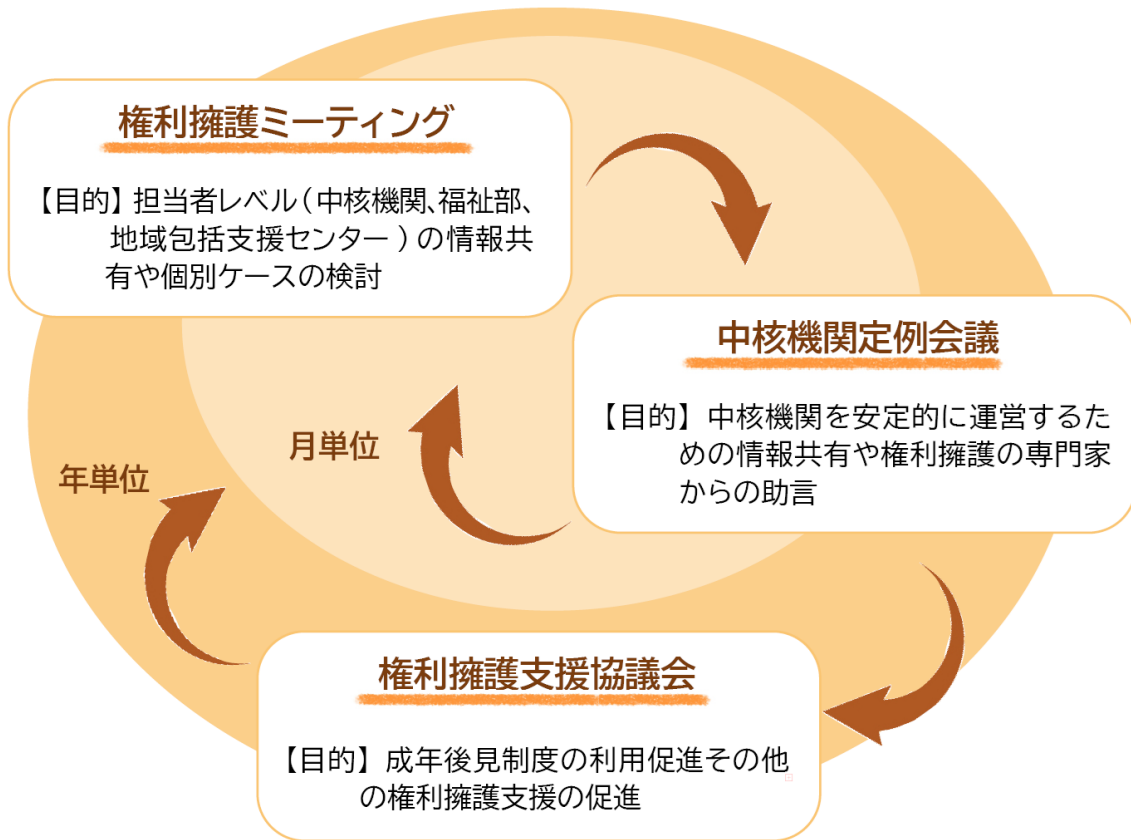
成年後見制度は、本人の意思や自己決定権を尊重することが原則とされています。まずは本人の意思を最大限に聞き出し、その意思決定を十分に尊重した支援を行うとともに、意思表示が難しい人でも意思決定を支援することが重要です。

成年後見制度の利用が必要な人も地域社会の一員として住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、協議会・中核機関(愛称:こうけん・ゆうゆうサポート)を中心とした地域連携ネットワークを構築することで、本市における権利擁護支援の充実を図ります。

■ 交野市の権利擁護支援における地域連携ネットワークのイメージ



■ 交野市の権利擁護支援に関する取り組み



行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種申請・契約等の行政手続等においては、本人の意思能力を考慮した丁寧な意思確認を行い、意思能力に疑義がある場合には、成年後見制度等の活用を含め、適切な支援につなぐ体制を整備します。 ○ 認知症高齢者や障がいのある人等、判断能力が十分でない方の権利と生活を守る「権利擁護支援」の重要性が高まっている中、その支援の選択肢の一つである「成年後見制度」について、制度の正しい理解の促進や、必要な方が円滑に利用できるような支援を推進します。 ○ 支援が必要な方の早期発見や対応、意思決定支援を重視した支援のあり方等について、地域全体で協議・検討する場として、保健・医療・福祉・司法等の幅広い関係機関で構成する「権利擁護支援協議会」を活用し、連携を深めます。 ○ 権利擁護が必要な人に早期に支援が行き届くよう、中核機関である「こうけん・ゆうゆうサポート」を拠点として、関係機関との連携による支援体制を推進します。(社会福祉協議会へ委託) ○ 権利擁護支援協議会を活用し、弁護士会、司法書士会、行政書士会、社会福祉士会をはじめとする専門職の助言を得て「こうけん・ゆうゆうサポート」の安定的な運営及び地域連携ネットワーク構築をめざします。
----	---

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 権利擁護ミーティングにおいて、本人の意思を最大限尊重しながら、成年後見制度の利用を含め、どのような支援が最も適切であるかの検討等を行います。 ○ 判断能力が十分でない方で、成年後見人等が必要な状況であるにもかかわらず、本人や親族等がともに申立てを行うことが難しい場合、市長が家庭裁判所に成年後見人等の選任の申立てを行う「市長申立て」や、成年後見制度を利用した方で、その費用の負担が困難な方に対し、成年後見人等に対する報酬費用の助成を行う「報酬助成」等の利用支援を行うとともに、近隣・他自治体の状況を勘察した適正な報酬助成額について検討します。 ○ 市民及び地域とともに、行政、家庭裁判所、民間の団体等が一体的に連携・協力し、制度を必要とする人を利用につなげるため、中核機関と連携し、権利擁護支援のネットワークを構築します。
	<p>関連事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 権利擁護支援協議会の設置 ・ 「こうけん・ゆうゆうサポート」の設置 ・ 成年後見人等選任の市長申し立て ・ 成年後見制度利用支援事業 ・ 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
<p>社会福祉協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日常生活自立支援事業や成年後見制度等、本人の判断能力の状況に応じた適切な権利擁護支援へスムーズにつながるよう連携を図ります。 ○ 「こうけん・ゆうゆうサポート」では、さまざまな事情やニーズに応じ、本人にとって最適な支援につなげるため、成年後見制度を含む権利擁護支援に関する広報や相談、マッチング、後見人支援まで、段階的・計画的に取り組み、幅広い支援に努めます。 ○ 本人を中心に、親族や福祉・医療等の身近な支援者、そして必要に応じて成年後見人等がチームとなり、本人の意思を尊重した支援方針をともに考える「権利擁護支援チーム」を形成できるよう連携を進めます。 ○ 月1回の専門員無料相談会の開催等、NPO法人等の協力を得ながら、「こうけん・ゆうゆうサポート」の相談支援機能を充実・強化します。 ○ 市民向け及び福祉専門職向け権利擁護セミナーを実施し、消費者被害防止や成年後見制度等を含む権利擁護の周知・啓発を図ります。 ○ 「こうけん・ゆうゆうサポート」のチラシを、市民、福祉事業所、地域の会館、金融機関等へ広く配布し、周知と理解を図ります。 ○ 本市における具体的なニーズの把握に努めるとともに、他市の事例調査や関係機関との意見交換を通じて、権利擁護支援の多様な担い手の確保・育成や、そのために必要な環境整備について検討を進めます。
<p>福祉関係機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日々の利用者との関わりの中で金銭管理や判断能力の変化といったサインを早期に察知し、本人や家族の意向を踏まえ、民生委員・児童委員や地域包括支援センター、基幹相談支援センター、「こうけん・ゆうゆうサポート」等との連携を図ります。

福祉活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 見守り活動やサロン活動を通じて、地域で気になる人がいた場合に、民生委員・児童委員や地域包括支援センター、基幹相談支援センター、「こうけん・ゆうゆうサポート」等の関係機関へ情報提供する「つなぎ役」としての役割を担います。 ○ 権利擁護支援に関する広報物の掲示や配布に協力し、地域全体で制度の周知啓発や制度の理解促進に努めます。 ○ 障がいのある人が安心して暮らせるように、将来の備えや権利を守り合うことへの理解を深めます。また、選択肢の一つである成年後見制度について、家族や身近な人と話し合います。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 誰もが安心して暮らし続けるために、将来、自分や身近な人が、適切な判断が難しくなってきたときの準備や、お互いの権利を守り支え合うことの大切さについて理解を深めましょう。その一つの選択肢である成年後見制度についても、家族や身近な人と話し合う機会を持ちましょう。 ○ 身の回りで、お金の管理や暮らしの手続き等で困っている方がいたら、一人で抱え込まずに相談することが大切であると伝え、さまざまな相談窓口があることを紹介しましょう。

◆◆ 市民の声 ◆◆



- 制度そのものを知らない市民が多いと思うため、わかりやすい講座の実施など、権利擁護に関する啓発活動は大切なことだと思う。
- 利用する人は徐々に増えていると感じるので、利用促進の取り組みを継続していくことが大事だと思う。

(2) 障がい者等への理解の促進と正しい知識の普及

障がいのある人が地域で安心して暮らすためには、障がいへの正しい理解と共生への意識が地域全体に広がるのが大切です。誤解や偏見をなくし、多様な人々がお互いに尊重し合える地域づくりに向けて、正しい知識の普及や啓発の取り組みを進めていきます。

(3) 生活困窮者世帯への支援の充実

経済的な困難を抱える生活困窮者世帯が、孤立することなく必要な支援につながるためには、早期の相談支援と継続的な見守りが重要です。就労、住まい、こどもの学習支援等、生活全般にわたる支援を関係機関が連携して行い、自立に向けた切れ目のない支援体制を充実していきます。

<p>行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がいのある人への理解とともに、当事者が安心して過ごせるよう、市民向け、関係機関向けに啓発活動を行います。 ○ 生活困窮者のニーズの把握に努め、生活困窮者自立支援法に基づく事業を推進します。 ○ 生活困窮者の自立相談支援機関と協働し、社会資源の開拓・拡充を行うとともに、早期発見や適切な支援につなぐことができるよう、経済的な生活困窮支援のみならず、社会的孤立やひきこもり等の制度の狭間におかれている人等への支援を実施するため、関係機関のネットワークのさらなる強化を図ります。 ○ 福祉・税・水道等の市役所内の各部署をはじめ、幅広い関係機関との連携を図り、生活に困窮している人の早期発見、相談へつなげることができる体制を整えます。 ○ 継続的な就業支援を行うとともに、ひとり親になったときにできるだけ早期の段階から相談・支援できるような体制の充実に取り組みます。 ○ 地域における自発的な活動を尊重し、継続的な取り組みが広がり、多くの人が参加できるよう後方支援を行うとともに、見守りを必要とするこどもや保護者が居場所につながるよう地域団体等との連携・協働を推進します。 ○ さまざまな事情で困難な状況におかれている妊産婦及び母子に対し、助産施設または母子生活支援施設への入所や、出産費用の援助等、生活の安定のための相談及び自立支援を行います。
	<p style="text-align: center;">関連事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ひとり親家庭の自立支援事業 ・ 放課後等のこどもの居場所づくり事業 ・ 児童入所施設措置事業 ・ 居住サポート住宅認定制度 ・ 生活課題を抱える高齢者世帯への各種支援体制の構築 ・ 自立相談支援事業 ・ 住居確保給付金の支給 ・ 就労準備支援事業 ・ 家計改善支援事業 ・ 無料法律相談の実施 ・ 巡回相談
<p>社会福祉協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活福祉資金貸付や新型コロナ特例貸付の償還相談において、個々の生活状況に寄り添った対応に努め、必要に応じて他制度や関係機関へつなぐことで、世帯の経済的自立と生活の安定を多角的に支援します。 ○ 生活困窮者自立支援制度に則り、経済的に困難な状況にある生活困窮世帯が地域で孤立することのないよう、関係機関と連携しながら、自立に向けた支援を行います。 ○ 就労準備支援事業において、地域の社会福祉法人等と連携し、個々のペースに合わせたプログラムを提供することで、就労に困難を抱える方の社会参加への意欲を引き出し、自立に向けた一歩を後押しします。 ○ 福祉サービスの利用や金銭管理に不安を抱える方に対し、日常生活自立支援事業の利用を促進し、地域での安心した暮らしを支えます。

福祉関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がいのある人一人ひとりの状況や希望に寄り添い、最適な支援を届けられるよう、日頃から関係機関との情報共有や連携強化に努め、地域全体の支援力を高めます。 ○ 障がいの有無に関わらず、子どもたちがともに学び合い、成長し合える環境をつくります。 ○ 事業所が持つ専門性やネットワークを活かし、生活困窮者に対する就労体験の場の提供や、社会参加に向けた支援を行うことで、地域のセーフティネット機能の一翼を担います。
福祉活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がいの有無や重さに関わらず、住み慣れた地域でのびのびと暮らせるよう、必要な支援に関する情報取得と情報交換に努めます。 ○ 障がい者等への理解を深めるため、施設や当事者団体との交流を推進します。 ○ 地域の子どもたちが幼い頃から、障がいのある友達と自然にふれあい、ともに関わる中で、お互いを理解し合える機会を設けます。 ○ 小中学校での体験学習を通じて、高齢者や障がいのある人への理解を深め、地域共生社会の実現に向けた意識を育みます。 ○ 地域の子ども食堂と協働して新たな居場所づくりに取り組むなど、経済的な困難を抱える世帯が孤立しないための支援を行います。 ○ 担当地域のひとり親家庭が孤立することなく、安心して生活できるよう、温かく見守ります。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がいについて正しい知識を学び、誤解や偏見をなくしていきましょう。 ○ 障がいのある人もそうでない人も、お互いに尊重し合いながら、地域の活動や行事と一緒に参加するなど、誰もが孤立しないよう、日常的な見守りや交流を大切にしましょう。 ○ 困りごとを抱えている人を見かけたときは、声をかけたり、地域の相談窓口につなげるなど、思いやりのある行動を心がけましょう。 ○ 生活に困っている人が安心して支援を受けられるよう、地域の支援制度や相談先の情報を知っておきましょう。



3 誰もが暮らしやすい環境づくり

(1) 健康維持、生活支援の充実

地域での暮らしを支えるためには、健康づくりや介護予防、見守り活動、日常生活の支援等を一体的に進めることが重要です。高齢者や障がいのある人をはじめとする多様な住民が、地域で自立した生活を送れるよう、身近な場所で継続的に取り組める仕組みを整え、誰もが安心して暮らし続けられる環境づくりをめざします。

(2) 住環境や生活環境の整備

誰もが安心して暮らせる地域づくりのためには、住環境の整備や、防災・防犯等生活環境の充実が欠かせません。高齢者や障がいのある人を含むすべての住民が安全で快適に暮らせるよう、地域の実情に応じた整備を進めていきます。

(3) 外出支援など日常生活を豊かにする支援の充実

高齢者や移動に困難を抱える方が、買い物や外出を楽しめることは、生活の質の向上や社会参加につながります。日常生活を豊かにする支援として、移動手段の確保や見守りを兼ねた外出支援など、多様なニーズに応じた取り組みを進めます。

行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「交野市健康増進計画」に基づき、市民一人ひとりが自分の健康に関心を持ち、健康づくりに自主的に取り組むことができるよう、家庭や地域、行政がそれぞれの役割や特性を活かしながら連携し、市民一人ひとりの取り組みを支援します。 ○ 「交野市国民健康保険特定健康診査等実施計画及びデータヘルス計画」に基づき、効果的・効率的な保健事業を推進します。 ○ こどもの頃からの健康的な生活習慣の形成、働く世代の健診の受診勧奨や生活習慣の改善、高齢者の介護予防・ロコモティブシンドローム予防・フレイル対策等、ライフステージに応じた施策を展開します。 ○ 「元気アップ教室」等の通いの場を拡充し、「老人クラブ活動」への支援等を行い、居場所づくりや社会参加の促進を進めます。 ○ 「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、介護予防施策と認知症対策の推進も含めた生活支援の取り組みを推進します。 ○ 「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「障がい者(児)福祉長期計画」に基づき、障がい者施策も含めた生活支援の取り組みを推進します。 ○ 外出・移動に支援が必要な人に対しては、個別移動手段を活用した外出・移動手段に係る支援策を実施します。また、個別のニーズも踏まえながら効果検証を行い、必要かつ効果的な事業の実施に努めます。また、市民における互助の仕組みによる取り組みに対しての支援について検討します。 ○ 支援が必要な人にサービスが行き届くよう、各種事業の実施内容や利用方法等について、周知を行います。
----	---

	<p>関連事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健診 ・ 特定保健指導を含む保健事業 ・ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業 ・ 放課後等のこどもの居場所づくり事業 ・ がん検診 ・ すこやか健診 ・ 成人歯科健診 ・ おおさか健活マイレージ「アスマイル」 ・ 妊産婦タクシー利用支援事業 ・ 高齢者等外出支援事業
<p>社会福祉協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉有償運送(移送サービス)の安定的な運営に努め、運転ボランティアと協働することで、移動に困難を抱える方の社会参加と日常生活を支援し、孤立を防ぎます。 ○ 市民一人ひとりが生きがいや役割を持てるよう、地域の福祉活動への支援や相談体制の充実に努めます。 ○ 介護保険の要支援認定者及び介護予防・生活支援サービス利用対象者が、住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう、一人ひとりの状況や希望に応じて、介護予防や日常生活の支援に関するサービスを適切に利用できるよう支援します。 ○ 地域の医療の専門家(医師会・歯科医師会・薬剤師会)やささまざまな団体の代表者、行政等と協力して「地域包括ケア会議」を開催し、個別の支援内容等を通して見えてくる地域の課題を明らかにし、解決策を話し合うことで、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。 ○ 医療と介護の両方が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう支援します。 ○ 医療と介護のサービスが途切れることなく受けられるように、地域の病院や診療所、介護サービス事業者といった関係機関の連携を推進します。 ○ 認知症初期集中支援チームの運営や「にじ★カフェ」の開催、認知症サポーター養成講座等を通じて、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを推進します。 ○ 車いすや松葉杖の一時的な貸出を行い、突発的なケガや病気で移動に困っている方の移動を支援します。
<p>福祉関係機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ こども食堂や高齢者の居場所づくりの場等に食材や物資を提供します。 ○ 地元の良さや取り組みをチラシや掲示板等を活用して情報発信します。 ○ 認知症カフェ・交流カフェを通して、認知症や体力の低下がみられる方への継続的な支援を行います。 ○ 高齢者の健康寿命を延伸するため、レクリエーションの場を増やします。 ○ 人生の最後まで、自らの役割を持ち、自分らしく過ごせるwell-being(ウェルビーイング)な日常の実現に向け、ACP(アドバンスケアプランニング)の普及啓発に取り組みます。 ○ 小中学校の児童・生徒や教員を対象に、出前講座や職業講話を行い、誰もが安心して暮らせるまちづくりに向けた理解啓発活動を推進します。

<p>福祉活動団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活支援ボランティアを推進します。 ○ 元気アップ体操やグラウンドゴルフ、ラジオ体操、料理教室等、高齢者が健康を維持し、生きがいを持って参加できる多様な活動を継続します。 ○ 認知症や体力の低下が見られる方でも参加しやすいようプログラムを工夫し、継続的な社会参加とフレイル予防に取り組みます。 ○ 地域の清掃活動を継続的に実施し、住民の郷土愛を育み、誰もが気持ちよく暮らせるきれいなまちづくりを推進します。 ○ 地域のつながりや交流を深めるため、自治会等と連携し、地域に潜在する未利用施設の効果的な活用を検討します。 ○ 身近な人の心身の状況に配慮しつつ、定期的な交流の機会を設け、コミュニケーションの活性化と孤立感の解消に努めます。 ○ 地域の老人会の活動を後押しすることで、高齢者の交流を深めます。 ○ 「お手伝いクラブ」等、高齢者の電球交換やゴミ出しといった、日常の「ちょっとした困りごと」を地域で支え合う活動を継続・推進します。 ○ 外出の機会が少ない高齢者等を対象に、地域の自然や歴史に触れる「大人の遠足」等を企画し、外出のきっかけづくりと交流を促進します。
<p>市民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自分の健康を守ることが、地域の元気につながります。運動や食生活に気を配り、健康づくりに取り組みましょう。 ○ 介護予防教室やサロン、地域の活動に参加し、人とのつながりを保ちながら、心と体の健康を維持しましょう。 ○ 住みやすいまちを保つために、ごみ出しのルールを順守したり、環境美化や防災・防犯の取り組みに協力しましょう。 ○ 高齢者や移動に不安のある方が外出しやすいよう、見守りや声かけなど、やさしい配慮を心がけましょう。 ○ 公園や歩道、集会所等、地域の共有空間を大切に使い、みんなが心地よく過ごせる環境を守りましょう。



基本目標 2 地域のつながりをつくる

◆ 現状と課題

- 地域では高齢化や単身世帯の増加、地域活動の担い手不足等により、人と人とのつながりが弱まり、孤立や支援の届きにくさが深刻化しています。多様な背景を持つ人々が安心して関わる場ができる場や関係づくりが求められています。また、住民同士のつながりに加え、多機関が連携する地域ネットワークを構築し、地域全体で支え合う基盤づくりが必要となっています。
- 生活課題を抱えているものの、社会的に孤立している世帯や個人は、外部から生活状況の把握ができず支援が届いていない、支援を受けることを望んでいないといったことなどから、支援が必要な状況にあるものの、支援に繋がっていないケースがあります。
- 福祉関係団体等ヒアリングアンケートでは、包括的な相談支援体制の強化・充実が重要という意見とともに、従来の体制に加え、窓口へ来ることが難しい方へのアウトリーチや、早期に支援につながる仕組みづくりが求められているという声がありました。
- 地域力の維持・向上に向けて、地域課題の解決に向けた活動等に気軽に楽しく参加・参画できる環境・仕組みづくりや、多様な主体のつながりづくりが必要です。年齢や分野の垣根を越えて、多様な立場にある人がお互いを知り、交流できる機会をつくることに加え、つながりにくい潜在的な相談者を早期に発見するため、地域の活動や専門家の活用によるアウトリーチも積極的に進めることで、社会的孤立の防止や助け合うことのできる地域づくりにつなげていく必要があります。
- わが国では、刑法犯の件数が毎年減少する中で、再犯者の割合が増えています。犯罪をした人等の就労に関しては、前科等があることにより求職活動が円滑に進まず、職が見つかっていても定着率が低く離職してしまうといった課題があります。また、矯正施設を出るときに帰住先を確保できず、不安定な状況で生活をする中で再犯に至る人が多数おられ、帰住先がない人ほど、再び犯罪を繰り返す傾向があることもわかっています。
- 市民アンケート調査では、犯罪をした人の立ち直りへの協力について、協りに前向きな回答が増えている傾向にありますが、保護司の存在や「社会を明るくする運動」の認知度も含め、必ずしも高い割合とは言えない状況にあります。今後、誰一人取り残さない社会の実現や更生支援に対する地域の協力への動機を上げるためには、取り組みの周知や理解をより広げていくことが重要となります。
- わが国の自殺対策は、平成18年に自殺対策基本法が制定され、平成28年の改正で「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等が基本理念に明記されるとともに、誰もが必要な支援を受け入れられるよう、すべての都道府県及び市町村において「自殺対策計画」を策定することが義務付けられました。
- 市民アンケート調査では、自殺対策に関する啓発物を見たことがあるという人の割合は半数弱となっており、そのうちポスターを見たことがある人が8割以上となっています。啓発物の認知度は比較的高いことから、より関心を惹くような内容・コンテンツの充実が有効だと考えられます。
- 一方で、ゲートキーパーの認知度については、「名称も内容も全く知らない」という回答が9割弱を占めており、福祉関係団体等ヒアリングアンケートの意見においても、具体的な活動がわかりにくいといった意見や、気軽に相談できる環境整備の必要性に関する意見がありました。

■めざす地域の姿■

- 「地域福祉」の大切さを理解する人が増えています。
- 地域のつながりを強め、近所づきあいや日常的な見守り活動を通して、住民のちょっとした変化・異変に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげています。
- 世代や立場の違いを超えて誰もが安心して交流できる環境が整っています。
- 多様な人々がお互いに学び合い、支え合うことで地域の絆が深まっています。

1 多様な人々が交流できる場づくり

(1) 地域交流の場の整備

高齢、障がい、こども、生活困窮等の各分野で実施されている既存の地域づくりに関する事業の取り組みを充実しながら、分野や世代、属性を超えて交流できる場や多種多様な出会いや活躍の場を確保する地域づくりに取り組みます。

行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ 従来からの各分野での地域づくり事業を充実するとともに、必要に応じて分野を越えた取り組みや共同事業を行います。 ○ 多様な立場にある人がお互いを知り、交流できる機会をつくることで、社会的孤立の防止や助け合うことのできる地域づくりにつなげます。 ○ 地域で行われている個別の活動や人を、必要に応じてつないだり、コーディネートすることで、活動の活性化や多様な地域活動が生まれやすい環境を整えます。
	<p style="text-align: center;">関連事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域介護予防活動支援事業 ・ 生活支援体制整備事業 ・ 地域活動支援センター機能強化事業 ・ 地域子育て支援拠点事業 ・ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業 ・ 認知症カフェ・交流カフェの開催支援
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 校区福祉委員会による小地域ネットワーク活動(いきいきサロン、子育てサロン、世代間交流活動等)を後方支援し、市民が主体となった顔の見える関係づくりを推進します。 ○ 活動の固定化や担い手不足といった課題に対応するため、各校区の取り組みや課題を共有する場を定期的に設け、校区間の連携強化と協働を後押しします。 ○ 市民が主体となる地域福祉活動が継続・発展できるよう、校区ごとのアクションプランの推進を伴走的に支援します。 ○ ボランティア活動を「している人(団体)」、「したい人」、「紹介してほしい人」が安心して相談・交流・活動できる「よりどころ」として、ボランティア

	<p>センターの機能を充実させるとともに、誰もが参加しやすい環境づくりを継続的に進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康福祉フェスティバル等のイベントへ参画し、市民が福祉を身近に感じ、楽しみながら地域活動に関心を持てるきっかけを提供します。
福祉関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉事業所が持つ専門性を活かし、出前講座等で地域の居場所づくりに協力します。 ○ サロン活動や地域行事の支援を通して、市民同士が交流し、つながりを深められるよう後押しします。 ○ 校区ごとのアクションプランに基づいた地域福祉活動を支援します。
福祉活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティア同士の交流を深め、関わる人みんなが自然と笑顔あふれる活動を進めます。 ○ いきいきサロン、子育てサロン、喫茶サロン等、多様な世代や興味関心に応じた「集いの場」を継続して運営し、地域の交流拠点としての役割を担います。 ○ 高齢者向けの活動にこどもブースを設けるなど、既存の居場所を多世代が交流できる場へと発展させます。 ○ 校区福祉委員会が実施するサロン活動を通じて地域の困りごと等を把握し、適切な支援に結び付けます。 ○ 交流の場を、いつも参加している方だけでなく、より多くの地域の方が気軽に参加できる開かれた場所にしていきます。 ○ 事業所の食堂や会議室等の空きスペースを、地域のサロン活動や市民の集いの場として提供します。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域で行われている居場所づくりや集いの場へ関心を持ち、積極的に参加しましょう。 ○ それぞれの立場や状況を尊重し、誰もが気持ちよく参加や活動ができる雰囲気づくりを心がけましょう。 ○ 地域のサロンやイベントに参加するだけでなく、新しく参加した人や、一人である人に「こんにちは」などと気軽にあいさつをし、輪に入れるような雰囲気づくりを心がけましょう。 ○ 自分の趣味や特技(将棋、手芸、スマホの使い方、昔の遊び等)を活かして、地域の集いの場でミニ講座を開いたり、教え合ったりしましょう。 ○ 地域のイベントや活動の情報を、友人との会話やSNS、井戸端会議等で積極的に広め、一人でも多くの人に参加するきっかけをつくりましょう。

◆◆ 市民の声 ◆◆



- 高齢者や障がいのある人と子どもが関わるイベント等が、もっとあるとよいと思います。
- イベントでさまざまな人と出会い、社会と関わるきっかけづくりになるとよいと思います。
- 実施されるイベントや活動について、より多くの市民が知ることができる電子掲示板等があったらよいと思います。

(2) 地域活動と世代間交流の充実

地域における交流は、相互理解や支え合いを育む大切な基盤です。市民同士が気軽に関わる場や活動を充実させることで、世代や立場の違いを超えて誰もが安心して参加できる環境を整えていきます。子どもから高齢者まで多様な人々がお互いに学び合い、支え合うことで地域の絆が深まり、誰もが居場所と役割を感じられる共生のまちづくりを進めます。

行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ 孤立しがちな高齢者や障がいのある人のひきこもりを予防するため、地域におけるサロン活動や生きがい活動、交流活動等の実施を支援します。 ○ 学校関連施設や公共施設等、地区の地域福祉活動の場としての有効活用の実施に向けて、関係機関と協議します。 ○ 多世代が気軽に交流できる場づくりを応援します。 ○ 地域における自発的な活動を尊重し、これらの継続的な取り組みが拡がり、多くの人に参加できるよう後方支援を行うとともに、見守りを必要とする子どもや保護者が居場所につながるよう地域団体等との連携・協働を推進します。 ○ 子どもたちが放課後や休日等も安心して過ごせる居場所や遊び場の確保を進め、学校・家庭・地域が連携・協働し、地域全体で子どもたちを見守る教育コミュニティづくりを推進します。
	関連事業等
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後等のこどもの居場所づくり事業 ・ 放課後子ども教室事業 ・ 地域学校協働活動
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 校区福祉委員会と連携し、地域の小中学校等と連携した昔遊びや農業体験といった世代間交流活動の企画・実施を支援することで、子どもたちの豊かな人間性と郷土愛を育みます。 ○ 「かたの七タプロジェクト」等の更生支援と地域交流を目的とした事業に参画し、多様な背景を持つ人や多世代がつながる機会の創出に貢献します。

福祉関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設でのボランティアの受け入れを推進することで、多様な世代の住民が施設や利用者と関わる交流の場をつくります。 ○ サロン活動や地域行事の支援を通して、市民同士が交流し、つながりを深められるよう後押しします。
福祉活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当事者一人ひとりの視点や個性を尊重し、多様な価値観を共有できる交流の場を創出し、相互理解と支え合いを深めます。 ○ 米づくり(田植え・稲刈り)、芋ほり、花いっぱい運動等、地域の特性を活かした土に触れる体験活動を通じて、多世代交流の機会を創出し、郷土愛を育みます。 ○ 地域の祭りやフェスティバル、ハロウィン祭り、クリスマス会等のイベントを企画・開催、または積極的に参加・協力し、地域のつながりを深めます。 ○ 社会福祉協議会と連携して、福祉教育の出前講座やボランティア体験の受け入れを行い、次世代とのつながりを育みます。 ○ 幼少期からボランティアや福祉体験をする機会をつくります。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 世代の違う人とも積極的に交流し、お互いの立場や考え方を理解し合いましょう。 ○ 季節行事や地域の伝統行事等を通じて、地域の文化やつながりを次の世代へ受け継いでいきましょう。 ○ 若い世代の意見やアイデアを地域の活動に取り入れ、一緒にまちづくりを進めましょう。 ○ 多様な価値観や生き方を尊重し、誰もが居場所と役割を感じられる地域の雰囲気と一緒に作りましょう。

2 孤独・孤立を防ぐセーフティネットの構築

(1) 孤独・孤立を防ぐための地域のネットワーク構築

社会から孤独・孤立状態にある人や、相談につながらない、つながりにくい相談者を早期に発見するため、地域の活動や専門家の活用によるアウトリーチに取り組み、個々の状況や状態等に寄り添った切れ目のない継続的な支援体制と地域ネットワークの構築に取り組みます。

行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「まるまど」が、各支援事業や制度の狭間の支援を行うコミュニティーソーシャルワーカー(CSW)へバトンをつなぐまでの間に、支援対象者(予備軍を含む)に対してアウトリーチ(伴走的支援)を行った際には、その活動に対する報償費を市が支払います。 ○ 協力事業者に対し、つなぎ先である各種相談支援窓口等の社会資源や相談援助技術等の習得に関する研修会を行います。 ○ 市民に身近な拠点として、「まるまど」の拠点となる事業所を市内に設置し、支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し積極的に働きかけ、情報や支援を届けます。 ○ 専門職がいる福祉サービス事業者等にも、潜在的にニーズを抱える人を発見し、つなぎ役割として、本事業への参画・協力を働きかけます。
	<p style="text-align: center;">関連事業等</p>
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域のサロン活動や居場所づくりを後方支援し、地域住民同士の自然な見守り関係が生まれる環境を校区福祉委員会とともに整え、孤立の予防と早期発見につなげます。 ○ 民生委員や校区福祉委員会等との連携を密にし、支援が必要な方の情報を共有することで、地域における見守り活動の実効性を高めます。 ○ 不登校やひきこもり等の経験を持つ方の居場所「かたの×サードプレイス」や家族を支える「親のつどい」を開催し、社会とのつながりを回復する第一歩を支援します。 ○ 地域の中で活動する人や団体、企業等がつながり、協力しながら、暮らしの中の困りごとや課題を一緒に考え、解決していく仕組みづくりに取り組みます。
福祉関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「まるまど」の拡充と内容の充実を図り、地域における見守り機能や発見の目・耳をより一層増やしていきます。 ○ 長期間のひきこもりの状態にあるなどして必要な支援が届いていない人やその家族に対し、必要な支援を届けるためのアプローチを、「まるまど」やCSW等と連携して行います。 ○ 社会的孤立やセルフネグレクトが疑われる世帯の情報を、守秘義務に配慮しつつ、関係機関と共有し、早期の支援につなげます。

<p>福祉活動団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外部研修会に積極的に参加し、孤立している人へのアプローチ方法や寄り添い方についての理解を深めます。 ○ サロンの参加者名簿を定期的に更新・整備し、ゆるやかな見守り活動に活用できる体制を維持します。 ○ 長期休暇中のこどもの居場所(寺子屋、サマースクール等)を設け、学習支援や多世代交流の機会を提供するとともに、こどもや保護者の孤立を防ぎます。
<p>市民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「郵便受けに新聞が溜まっている」「最近、姿を見かけない」「昼夜問わず大声が聞こえる」等、身近な人の「いつもと違う」小さな変化に気づくアンテナを持ちましょう。 ○ 心配なことに気づいたら、一人で抱え込まず、民生委員・児童委員や自治会の役員さん、または市の相談窓口情報をつなぎましょう。 ○ 日頃からの「おはようございます」「お元気ですか?」といったあいさつが、いざというときに「あの人に相談してみよう」と思える関係性の土台になります。あいさつを地域の文化にしていきましょう。

◆◆ 市民の声 ◆◆



- 少しの変化や異変にすぐに気づくことで、さまざまな問題を未然に防ぐことができると思う。そのためにも地域住民の暮らしを支える仕組みづくりは重要だと感じる。
- ひきこもりの人へのサポートをしっかりと行ってほしいです。
- 福祉サービスなどの充実も必要だと思うが、サービスを行うスタッフの資質もとても大切だと思う。

(2) 支援が必要な人の見守り支え合い

複数の支援関係機関が、地域住民が抱える地域生活課題を解決するために、相互の連携のもと、一体的かつ計画的に支援を行う体制を整備します。

<p>行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 重層的支援体制整備事業における多機関協働事業の調整機能を担うために、市が中心となって当該事業を実施します。 ○ 相談窓口が受け止めた相談のうち、単独の相談支援事業者(機関)では解決が難しい事例や、課題が複雑化・複合化しており各種関係機関での役割分担等が必要な事例の場合には、多機関の協働により適切な各種支援機関と連携を図りながら支援を行います。 ○ 必要に応じて、国や大阪府等の相談支援機関や、専門的知見や経験等を有する専門職(弁護士・税理士・社会保険労務士・行政書士・大学教員・社会福祉士等)、人権相談員・就労支援相談員等がアドバイザーとしての立場で重層的支援会議等に参画し、専門的視点に立った助言を得ることができる体制を整備します。
-----------	--

	<p>○ 多機関協働事業における支援内容や連携体制等に関して全体共有する仕組みを、重層支援コーディネーターを中心として構築し、あわせて重層的支援体制整備事業ネットワーク会議等の活用により、交野市全体の関係機関等の支援力の向上につなげていきます。</p>
	<p>関連事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重層支援コーディネーターの配置 ・ 重層的支援会議・支援会議 ・ 重層的支援体制整備事業ネットワーク会議 ・ 多機関協働会議
社会福祉協議会	<p>○ 校区福祉委員会が主体となるサロン活動等の地域活動を支援し、支援につながりにくい方の早期発見と孤立の未然防止に向けた地域の取り組みを後押しします。</p> <p>○ 孤独・孤立対策強化月間等の機会を活用し、見守りや支え合いの重要性を広く啓発するとともに、地域の困りごとを共有し、解決策をとともに考える関係機関との連携を強化します。</p> <p>○ 地域における複雑かつ多様な課題に対しては、行政、関係機関・団体、地域住民等多様な主体と連携・協働しながら、支援を行います。</p>
福祉関係機関	<p>○ 研修会等の多職種が交流できる場へ積極的に参加し、市民や企業・団体とのネットワークの強化を図ります。</p>
福祉活動団体	<p>○ 困りごとのある人が必要な支援を受けられるよう、社会福祉協議会や福祉関係機関との日常的な連携を強化します。</p> <p>○ 企業や団体、福祉事業所等とつながりを持てる機会をつくり、困りごとや相談ごとを一緒に解決できるよう日頃からの連携を強化します。</p> <p>○ 困っている人を見つけたときに校区福祉委員と情報共有し、ちょっとした困りごとであれば地域で対応します。また、解決が難しいことは専門職につなぐ体制をつくります。</p>
市民	<p>○ さまざまな機関や団体と力を合わせ、地域の課題をとともに考え、支え合う取り組みに参加していきましょう。</p> <p>○ 小さな協力の積み重ねが、多機関協働を支える大きな力になります。さまざまな機関が連携して行う支援に対し理解を深め、地域での情報共有や協力を進めていきましょう。</p>

◆◆ 市民の声 ◆◆



- 交野市は相談支援同士で横のつながりがあり、連携できていると感じる。
- これからは介護をされる人がもっと増えていくと思うので、福祉や保健のサービスを提供する事業者が増えてほしいですね。
- 生活に困っている人は増えていくと思うので、相談したら助けてもらえる仕組みが必要だと思います。

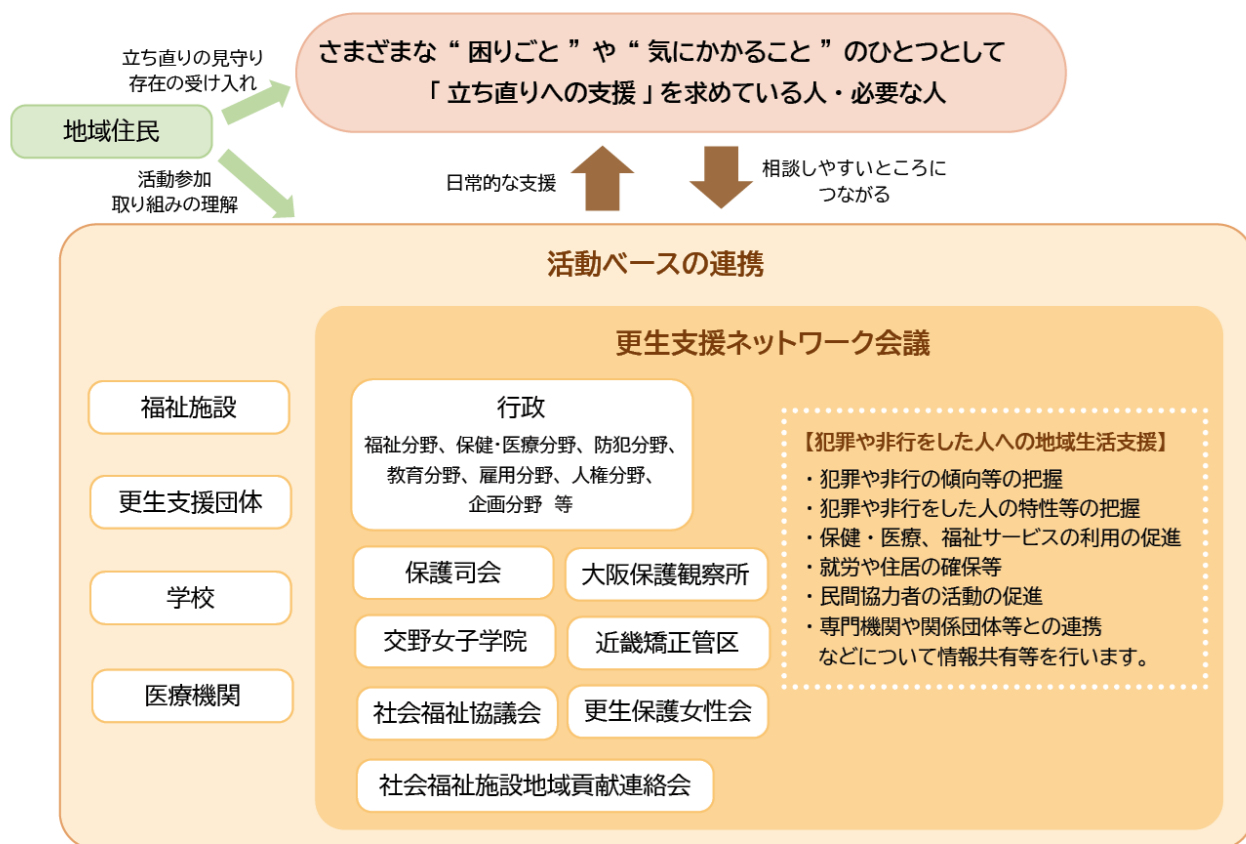
(3) 再犯防止に向けた取り組みの推進(再犯防止推進計画)

罪を犯してしまった人の中には、さまざまな生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が多くいます。その人たちが円滑に社会の一員として復帰し、再犯を防止するためには、本人の強い意志や行政機関の働きかけのみならず、地域や周囲の人の理解と協力が不可欠であり、社会復帰後、地域社会で孤立させない「息の長い」支援等を連携・協力して実施する必要があります。

再犯の防止等に関する施策は、地域において罪を犯した人等の更生を支える保護司をはじめとした、多くの民間協力者の活動に支えられています。しかしながら、高齢化等による担い手の不足や地域社会における人間関係の希薄化といったことにより、民間協力者がこれまでのように活動を続けることが難しくなっています。こうした現状を踏まえ、民間協力者の活動促進のための支援や民間協力者との協力体制の構築に取り組みます。

罪を犯した人の社会復帰を、関係機関が協力して支援するとともに、地域住民の理解と協力を得ながら地域社会で孤立させないことで、再犯の防止につなげ、安心して暮らせる社会の実現を図ります。

■ 交野市の更生支援のネットワークのイメージ



行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ 犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深めることができるよう、保護司会や更生保護女性会等の関係機関と連携し、「社会を明るくする運動」をはじめ、多様な機会・場、媒体等を活用した市全体での再犯防止及び更生支援に関する周知・啓発や行事を行います。 ○ 交野女子学院との連携事業について、七夕プロジェクトやクリスマスプロジェクトといった取り組みの参加団体・事業賛同者が年々増加しており、今後の事業継続や新たな展開について、関係機関と協力して検討を行います。 ○ これまでの取り組みを通じてできた関係機関との連携を基礎に、個人支援に視点を移した取り組みについても検討します。 ○ 保護司が運営する「更生保護サポートセンター」の支援を行います。 ○ 罪を犯した人等が安定した生活を送ることができるよう、職に就き、そこに定着するための支援を検討し、生活の基盤となる住まいを確保できるよう、居住支援法人等との連携を強化します。 ○ ハローワーク、保護観察所、協力雇用主等関係機関と日常的な連携を可能にする意識づくりや環境づくりに取り組み、相談や支援の充実を図ります。 ○ 複合化した課題に対応した支援を効果的に行うため、「更生支援ネットワーク会議」を定期的開催し、福祉、保健・医療、教育、矯正等の分野横断的な連携・協働の取り組みを推進します。 ○ 協力雇用主支援として、保護観察対象者等の雇用実績等を社会貢献活動や地域貢献活動と評価し、総合評価落札方式等において、加点項目として採用するなどの検討を行います。 ○ 関係機関と協力し、犯罪の未然防止につながる講座等を学校で開催します。 ○ 市民が多く集まる場で、立ち直り支援の重要性を共有する機会を設けます。 ○ 薬物やSNSの危険性等、こどもたちが健やかに成長するために必要な知識を伝える講座を、専門機関と連携して実施します。 ○ コレワーク(法務省)等の専門的な就労支援があることを、本人や支える人たちにわかりやすく情報提供します。 ○ 交野女子学院に在院中に資格を取得した方が、自信を持って社会へ踏み出せるよう、地域内の福祉施設等での就労体験や実習の機会につなげるようパイプ役を担います。
	関連事業等
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「社会を明るくする運動」の周知・啓発 ・ 交野女子学院との連携事業の推進

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「更生保護サポートセンター」の運営支援 ・ 生活困窮者自立相談支援事業 ・ 更生支援ネットワーク会議の開催
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会につながりのない人や生きづらさを抱えている人、その家族の支援を行う居場所づくり活動を推進します。また、再犯防止に向けて重要となる就労や住まいの支援を、関係機関等と連携して協議・検討します。 ○ ボランティア活動等を通じて、本人が「誰かの役に立つ」という自己有用感を感じられる機会を創出します。 ○ 本人の希望に応じて「裏方での役割」から社会参加を始めるなど、多様な関わり方を準備します。 ○ 認知症等により、本人の意図しないところで法に触れてしまう可能性について、地域全体の理解を深めるための啓発として認知症サポーター養成講座を推進します。 ○ 交野市更生支援ネットワーク会議に参画し、関係機関と連携した取り組みを推進します。
福祉関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所等において、交野女子学院の出院前の実習等の受け入れに協力します。 ○ ヘルパー等の資格を持つ方が、その専門性を活かせるよう、地域の福祉施設として実習等を積極的に受け入れます。
福祉活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域のサロンやこども食堂等が、さまざまな背景を持つ誰もが安心して過ごせる居場所となるよう、温かい雰囲気づくりや、気軽に参加できるプログラムづくりを工夫します。 ○ 保護司と学校との連携強化を推進し、地域に根差した具体的な活動に取り組みます。 ○ 更生保護サポートセンターにおいて、地域の教育・防犯・社会福祉関係機関や団体との連携、犯罪・非行の予防活動、更生保護関係の情報提供、市民からの犯罪・非行相談等に取り組みます。 ○ 地域で再出発をめざす方々の就労支援を推進するため、関係団体に協力雇用主の開拓を働きかけるとともに、保護観察対象者の就労に向けた道筋づくりを支援します。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域のサロンやイベント等に参加し、あいさつを交わすことで、誰もが孤立しない、温かい地域をつくりましょう。 ○ 罪を犯してしまった人たちの更生支援について、正しい知識や理解を深めるための講座や勉強会に参加し、偏見や差別のない地域にしましょう。 ○ 「社会を明るくする運動」や市の広報、七夕・クリスマスプロジェクトのようなイベントに関心を持ち、その背景にある方々の思いに触れてみましょう。

	○ 地域で再出発をめざす方々が、清掃活動や行事の手伝い等を通じて社会とのつながりを回復しようとするとき、その活動を温かく見守り、応援しましょう。
--	--

◆◆ 市民の声 ◆◆



- 再犯防止のための定期的なフォローアップ体制等、再犯防止の取り組みはとても大切だと思う。
- 更生した方の話を聞く機会等を設けることで、再犯を防止するだけでなく犯罪を未然に防ぐことができ、市民の防犯意識の向上にもつながるのではないのでしょうか。

(4) 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現(自殺対策計画)

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等のさまざまな社会的要因があります。

自殺に至る心理として、さまざまな悩みにより追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ることが知られています。そこには、社会との繋がりが薄れ、孤立に至る過程も見られます。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」と考えられます。

自殺は個人の自由な意思や選択の結果ではなく、その多くが追い込まれた末の死であり、防ぐことのできる社会的な問題です。自殺を考える人が安心して生きられるようにするためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが非常に重要となります。

本計画においては、次に掲げる①～⑤の取り組みを着実に進める中で、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守るなどの、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人(ゲートキーパー)を増やせるよう、養成研修の充実等の人材育成に重点的に取り組みます。

自殺対策を契機とした「生きるための支援」を充実させるため、すべての市民が主役となり、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重される、「誰も自殺に追い込まれることのない交野」の実現をめざし、市民一人ひとりが、つながり、支え合い、誰もが明日に希望が持てる社会を創造していきます。

① 地域におけるネットワークの強化

行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総合的な自殺対策を推進するため、自殺対策に関する情報を収集・分析し、庁内、関係機関、地域団体との情報共有・連携を推進するとともに、多様な関係者が連携・協力しながら、取り組みを推進します。 ○ 各世代が就学、就職、転勤、結婚、出産等のライフイベントの時々が生じる問題に対して、相談し合えるような関係性の構築や場づくりを支援します。
----	---

	<p>○ インターネット上の誹謗中傷等に苦しむ方や、性的マイノリティ等、生きづらさを抱え孤立した人たちに対して、例えばSNSでの相談窓口の周知を行う等、さまざまな方法やツールにより相談しやすい環境づくりを行います。</p>
	<p>関連事業等</p> <p>《地域の関係機関の連携》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉団体等への支援(民生委員児童委員協議会、保護司会等) <p>《関係機関との連絡調整》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活支援コーディネーターの配置 ・ 特定健診・特定保健指導 <p>《子育て家庭等への支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域子育てネットワーク事業 ・ 地域子育て支援拠点事業 ・ ファミリー・サポート・センター事業 ・ 放課後等のこどもの居場所づくり事業 <p>《障がいのある人への支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域活動支援センター事業
社会福祉協議会	<p>○ 介護疲れや経済的困窮、社会的孤立等、利用者やその家族が発するサインを早期に察知し、適切な支援につなぎます。</p> <p>○ 本人の生きがいや社会参加の機会等、暮らしの豊かさに着目し、多職種と連携して多様な選択肢を情報提供します。</p>
福祉関係機関	<p>○ 民間のネットワークを生かし、さまざまな人がつながることで相談しやすい相談窓口の効果的な運用に引き続き取り組んでいきます。</p>
福祉活動団体	<p>○ 孤独・孤立感がなく、つながりを感じられるまちづくりを進めます。</p> <p>○ 活動に参加する一人ひとりが地域の中で孤立せず、つながりを感じられるような温かい居場所づくりを進めます。</p> <p>○ 校区福祉委員会を中心とした地域ネットワークの強みを活かし、登下校時のあいさつ・見守り・声かけ運動等を通じて、地域の中で孤独・孤立感がなく、つながりを感じられる地域づくりを進めます。</p> <p>○ 地域の子どもたちの安全を守る「子ども110番の家」の取り組みを広げるとともに、気になる様子の子どもや親子がいた際の情報共有・相談窓口への連携体制を整えます。</p>
市民	<p>○ 自殺対策に関する正しい情報を知り、地域の中で広めることによって、助けを求めやすい地域づくりをめざしましょう。</p> <p>○ 家族や友人との日常会話の中でも、「無理していない?」「最近どう?」と声をかけ、関心を寄せることを大切にしましょう。</p>

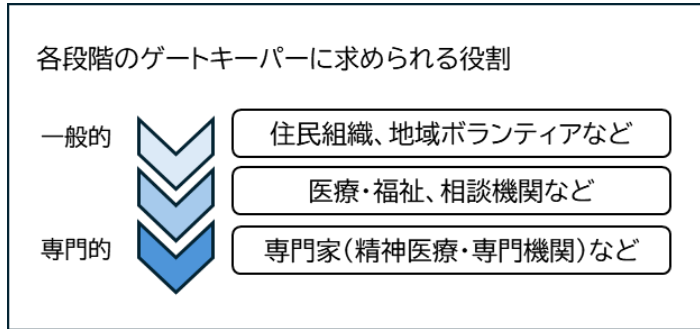
② 自殺対策を支える人材の育成

行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域や学校、職場等において、自殺対策に関する正しい知識の普及をはじめ、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、傾聴し、必要に応じて専門家につなぎ、見守るなどの仕組みを強化するため、ゲートキーパーとしての役割を担う人材の育成を進めます。 ○ 人材の育成とともに、その存在や役割について、より一層の周知を図ります。 ○ 一人でも多くの市民にゲートキーパーとしての意識を持ってもらえるよう、ゲートキーパー養成研修の充実を図ります。
	<p>関連事業等</p> <p>《研修事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ゲートキーパー養成研修 <p>《関係機関との連絡調整》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員児童委員協議会等 ・ 特定保健指導 <p>《障がいのある人への支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者相談員による相談業務(身体・精神・知的障害者相談員) ・ 障害者差別解消推進事業 ・ 基幹相談支援センター事業や障がい者相談支援事業(委託相談)との連携 <p>《支援者への支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の健康管理事務
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自殺予防週間や自殺対策強化月間等を捉え、ゲートキーパーの重要性や命を支える地域づくりについて啓発するとともに、孤立感を抱える方が安心して集えるサロン活動等の地域福祉活動を推進します。
福祉関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ それぞれの事業所で、行政と共同でゲートキーパー養成研修を開催するなど、職員一人ひとりが自殺の危険を示すサインに気づき、対応できる能力を習得し、支援の質を向上させます。
福祉活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自殺の危険を示す兆候が見られる方に対し、丁寧に話を聴き、必要に応じて保健所や医療機関、相談窓口と連携しながら、問題解決に向けて支援します。 ○ 自団体に関わる分野に特化したゲートキーパー研修を行政と共同で実施し、悩みを抱える人々への気づき、声かけ、支援のつなぎ方を学びます。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一人ひとりがゲートキーパーとしての意識を持ち、それぞれの立場で、できることから行動を起こしていきましょう。 ○ 命の大切さや支え合うことの大切さを、家庭や地域で語り合い、次の世代にも伝えていきましょう。

ゲートキーパーとは・・・？

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置づけられます。

ゲートキーパーの心得として、以下の内容が挙げられています。



- 自ら相手と関わるための心の準備をする
- 真剣に聴いているという姿勢を相手に伝える
- ねぎらう
- わかりやすく、かつゆっくりと話をする
- 自分が相談にのって困ったときのつなぎ先を知っておく
- ゲートキーパー自身の健康管理、悩み相談も大切
- 温かみのある対応をする
- 相手の話を聴く
- 心配していることを伝える
- 一緒に考えることが支援

③ 市民への啓発と周知

行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、市民の誰もが当事者となり得る問題であることを社会全体の共通認識として捉えられるよう、積極的に普及啓発を行っていきます。 ○ 心の健康や自殺対策に関する正しい知識について、市広報紙や市ホームページへの掲載によるPR、リーフレット等の作成・配布により普及啓発を推進します。 ○ 普及啓発に際しては、ライフステージや年齢、性差に配慮し、対象となる層の絞り込みを行いながら、きめ細やかで効果的な普及啓発を行います。 ○ 自殺予防週間(9月10日～9月16日)及び自殺対策強化月間(3月)については、市広報紙やホームページ以外の啓発媒体についても検討するとともに、同期間に街頭啓発等を行うことにより集中的に啓発します。
	関連事業等
	<p>《情報提供》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館活動の充実(資料の収集・提供、テーマ本のコーナー設置) ・ 人権啓発事業 ・ 行政の情報提供・広聴に関する事務(広報紙等による情報発信)

	<p>《各種相談》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 思春期事業 <p>《周知・啓発》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ガイドブック作成事業 ・ 障がい者(児)のための福祉のてびき作成事業 <p>《イベント等による啓発》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ かたのしょくじチャレンジ ・ 男女共同参画事業(男女共同参画フェスティバル)
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報紙やホームページ、SNS等で、各種相談窓口や支援制度の情報を発信し、悩みを抱えた人がいつでも相談できるという安心感を地域に広げます。
福祉関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所の窓口等に、相談窓口に関するポスターやリーフレットを設置するなどして周知に協力します。
福祉活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自殺予防に関する広報物を、掲示板に貼ったり、定例会で配布したりして周知に協力します。 ○ 自殺対策に関する研修等を受講し、正しい理解を持つとともに、身の回りの人にもその知識を広めます。 ○ 身近な人にリーフレットを配布するなど、啓発活動に協力します。 ○ 店舗や事業所内に、ポスターの掲示やリーフレットを設置するなど、啓発活動に協力します。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自殺対策に関する正しい知識を学び、誤った情報や偏見をなくしていきましょう。 ○ 行政等から発信される相談窓口・啓発資料・講座情報等を必要としている人に伝えましょう。

④ 生きることへの包括的な支援

行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自殺対策を「生きる支援」と捉え、それぞれの状況に応じた対策を実施するために、さまざまな分野の人々や組織が連携し、問題を抱える人や自殺を考えている人に包括的な支援が届く体制づくりに取り組みます。 ○ 自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、自殺対策や精神保健の正しい知識を深めるための普及啓発を行うとともに、相談窓口の周知に継続して取り組みます。 ○ 相談窓口の緊密な連携により、悩みや問題を抱える人の問題解決に向けた取り組みを進めます。保健所等における心の健康問題に関する相談受付や、心の健康づくりにおける地域保健との連携を推進します。 ○ 消費生活センターに消費者金融・多重債務についての相談があった場合、あるいは病気や老齢、失業等の事情で生活困窮者に関する相談があ
----	--

	<p>った場合には、窓口職員は社会的な支援につなげるとともに、必要に応じて心の悩み相談等さまざまな生活上の問題に関する相談について専門機関につなげるように努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 心身のリスクを抱える人への支援として、健診や健康相談、福祉総合相談等を通して、メンタルヘルスの支援が必要な人の早期発見に努め、適切な支援につなげます。 ○ 出産後の心身共に不安定な時期にあって支援が必要な母親とその子に対し、心身のケア及び育児サポートを行うことにより、母子の心身の安定を図り、出産後も安心して子育てができる支援体制を確保します。 <p>関連事業等</p> <p>《相談事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童家庭相談事業 ・ 巡回相談 ・ 各種相談事業 ・ 人権相談事業 ・ 消費生活相談事業 ・ こども子育て総合相談(利用者支援事業(こども家庭センター型)) ・ 生活困窮者自立支援事業 <p>《災害時の支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所におけるメンタルヘルス対策事業 <p>《障がいのある人への支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者相談支援事業(委託相談)や地域活動支援センター事業との連携 <p>《子育て家庭等への支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育の実施(公私立認定こども園等) <p>《妊産婦への支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産婦健康診査 ・ 産後ケア事業 ・ 見守りおむつ定期便事業 ・ 乳児家庭全戸訪問事業
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ サロン活動の情報を広く周知するとともに、新たな活動の立ち上げを支援することで、孤立しがちな方が安心して集える居場所づくりを推進し、社会的なつながりを維持・強化します。 ○ 生活上の困りごとや不安を抱える方の相談に応じ、生活再建に向けた計画をともに考え、関係機関と連携した包括的な支援を展開します。 ○ 相談対応の場で、心の健康に関する相談も丁寧に受け止め、必要に応じて保健所や医療機関等の専門機関へつなぎます。
福祉関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 仕事や社会に少しずつ適応できるように中間的就労に取り組み、ひきこもりの方や発達障がいの方の心の支援を行います。 ○ 生活や子育てに不安を抱える保護者の方々に寄り添い、安心して子育てができるよう支援します。また、必要に応じて関係機関と連携を図りながら、生活の見直しや改善に向けてサポートします。 ○ さまざまな媒体や機会を活用し、心の健康づくりや命の大切さについてのメッセージを発信し、社会全体の意識向上に協力します。

福祉活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会からの孤立を防ぎ、つながりのある地域づくりに取り組みます。 ○ 郵便物の滞留や長期間の不在等、市民の生活状況に異変が見られる場合に、担当部署へ連絡する見守り活動を推進します。 ○ 地域住民が集う場を活用し、困りごとを抱える人の情報を収集・共有し、地域で孤立しないような地域全体での見守りの輪を広げます。 ○ 事業所の空きスペースや軒先を活用し、ミニイベントを開催し、自然な交流が生まれるきっかけをつくります。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身近な地域での支え合いを意識し、社会につながりのない人や生きづらさを抱えている人が地域社会から孤立しないよう声かけや見守りを行いましょう。 ○ 日常生活の中で、近所の人や知人、同僚、家族の様子の変化に気を配り、「なんだか最近様子がおかしい」と思ったときに声をかけられる関係性をつくりましょう。 ○ 自殺や心の悩みについて話すことを避けず、安心して語り合える雰囲気づくりに協力しましょう。 ○ 自分自身の心の健康にも目を向け、疲れを感じたときは早めに相談したり、休む時間を持つようにしましょう。

⑤ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校において、児童生徒からの相談や自殺未遂等が発生した場合には、児童生徒、教師や職員の精神的なケアも必要となるため、相談窓口等の事前・事後対応を促進します。 ○ 学校において、児童生徒からのSOSに対応するために、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーが相談に応じ自殺防止に努めます。 ○ 地域における自発的な活動を尊重し、これらの継続的な取り組みが拡がり、多くの人に参加できるよう後方支援を行うとともに、見守りを必要とするこどもや保護者が居場所につながるよう地域団体等との連携・協働を推進します。
行政	<p style="text-align: center;">関連事業等</p> <p>《教育の充実》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情(こころ)の教育実践支援事業 ・ 消費者教育啓発事業 <p>《居場所づくりへの支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども未来サポート事業 ・ 放課後等のこどもの居場所づくり事業 <p>《家庭力向上への支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アウトリーチ型家庭支援事業 <p>《相談員への支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育相談員配置事業 ・ スクールソーシャルワーカー活用事業
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ こどもたちが悩みを安心して話せる「第三の居場所」等の取り組みについて周知を強化し、こどもたちがSOSを出しやすく、支援につながりやすい環境づくりに貢献します。

	○ こどもたちが地域住民と自然に交流し、安心して声をかけ合える関係づくりを通じて、地域全体での見守り体制の充実を図ります。
福祉関係機関	○ 「第三の居場所」等の取り組みについて、保護者や地域の方々への周知・広報活動を強化し、こどもたちの安心・安全な育ちを支える環境の充実を図ります。
福祉活動団体	○ イベントやあいさつ運動を通じて、こどもたちが学校や家庭以外の「地域の大人」と顔見知りになり、気軽に声をかけられる関係づくりを進めます。 ○ 長期休暇中のこどもの居場所をつくり、多世代交流や相談、見守りにつなげます。
市民	○ 家庭と地域・学校が連携し、いじめを許さない学校づくりをめざしましょう。 ○ こどもの悩みを家庭だけで抱え込まず、専門機関や学校に速やかに相談しましょう。

◆◆ 市民の声 ◆◆



- 人権や福祉に関する啓発活動は大切。啓発活動により、さまざまな方とのつながりや関係性を築くことができ、人権意識の向上や福祉のこころを育むことができると思う。
- つながりをつくる活動は多く取り組まれていると感じる。
- ひとり親家庭、生活困窮家庭、学びの格差等、世間に知られていることについては対策が進んでいるが、見えにくいネットでのいじめ等にも対策を考えないとならないと思う。
- 発生してしまったことへの対応だけでなく、問題が発生しにくい、発生しても気づきやすいまちづくりが重要だと感じています。

(5) ちょっとした困りごと支援等の仕組みづくり

日常の中で生じるちょっとした困りごとを、地域で気軽に支え合える関係を築くことは、つながりのある温かなまちづくりにつながります。助けを求めやすく、手を差し伸べやすい仕組みを整えることで、誰もが安心して暮らせる地域をめざします。

行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民相互の助け合い活動を促進し、身近なところで助け合う体制づくりを支援します。 ○ 地域住民、福祉施設、社会福祉協議会ほか、地域の福祉資源と連携して、問題を早期に発見し、深刻化を未然に防ぐ体制の構築に努めます。 ○ 複雑化・多様化する可能性がある事例について、あらゆる機会を通じて情報を収集し、対応に努めます。 ○ さまざまな関係・専門機関が集まる会議を定期的を開催し、情報を共有します。 ○ 家庭の適切な養育の実施を確保するため、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、居宅を訪問し養育に関する助言や育児等の支援を行います。また、子育ての不安等を抱える世帯に対し悩み等を傾聴し、家事・子育て支援を行うことで養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防止します。
	<p>関連事業等</p> <p>・ 養育支援訪問 ・ 子育て世帯訪問支援事業 ・ 「まるまど」協力事業所</p>
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民の多様な困りごとや相談に対し、制度・サービスのみならず、地域の支え合い活動やボランティアにつなぐなど、柔軟な発想で対応することで、課題解決を支援します。
福祉関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 困りごとのある人を支えられるよう、専門職同士の横のつながりをつくれます。
福祉活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 買い物や、生活上の小さな困りごと等、お互いにできることは助け合います。 ○ 市民の困りごとを把握し、適切な支援につなげるため、地域の支援者同士が連携し、情報共有や協力体制を強化します。 ○ 困りごとを抱えている人がいれば相談窓口につなぎ、相談支援のプロとの懸け橋になります。 ○ 「お手伝いクラブ」のような助け合い活動を継続し、「お互いさま」で支え合える関係づくりを推進します。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「ちょっと手伝って」「少し困っている」と言える、頼り合える関係をつくりましょう。 ○ 助けを求めた人が安心して話せるよう、あたたかく受け止める姿勢を大切にしましょう。 ○ 地域の助け合い活動や見守りネットワークづくりに関心を持ち、できる形で参加・協力しましょう。 ○ 小さな支援の積み重ねが大きな安心につながります。日常の中での思いやりを広げていきましょう。

3 日常的なふれあいを通じたつながりづくり

(1) あいさつ・見守り・声かけ活動の促進

日常的なあいさつや見守り、声かけは、地域の絆を強め、孤立やトラブルの早期発見につながる重要な役割を担っています。こうした身近な交流を通じて、住民がお互いに支え合う文化を育むために、一人ひとりが積極的に関わりやすい環境づくりと、地域団体や行政との連携をさらに強化することが求められています。

(2) 気軽に参加できる地域活動の充実

誰もが無理なく参加できる地域活動は、住民同士の交流や支え合いの基盤となります。多様なニーズや関心に応じた活動の企画・運営を通じて、参加のハードルを下げ、地域の一体感を高めることが重要です。地域団体や行政が連携し、気軽に参加できる環境づくりを進めていきます。

行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「あいさつ・声かけ」運動の普及啓発を行います。 ○ 孤立しがちな人を地域で見守り、声かけが行えるよう支援します。 ○ 民生委員・児童委員や校区福祉委員会、自治会等が行うあいさつ・見守り・声かけ活動の充実を支援します。 ○ 地域住民のつながり及び地域と行政の連携を強化するため、自治会への加入促進を図ります。
	関連事業等
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見守り体制(見守りネットワーク)の整備 ・ 独居、夫婦のみ世帯への見守り体制の拡充
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の絆を強くするあいさつ・見守り・声かけ運動について、その意義と効果を広く周知し、活動の輪がさらに広がるよう努めます。 ○ 市民主体の多様な地域福祉活動が持続的に展開できるよう、各種助成金の情報提供や先進事例の紹介、団体間の連携促進等、多角的な後方支援を行います。
福祉関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日々の業務の中で市民へのあいさつや声かけを行い、広範囲的な見守りを行います。 ○ 地域に根差したあいさつ・見守り・声かけ運動が継続できるように支援します。
福祉活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 登下校の見守り活動に加え、駅前でのあいさつ運動といった声かけを校区全体に広める運動を展開し、顔見知りの関係を築きます。 ○ あいさつ運動の対象を小学生だけでなく中学生にも広げるなど、全世代であいさつを交わす文化を醸成し、誰もが安心して暮らせる地域をめざします。 ○ 地域のイベントに積極的に参加して、私たちの活動を紹介しながら、たくさんの人と顔なじみになります。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民が日常的にあいさつや声かけを行い、世代を超えた交流を促進することで、安心して暮らせる明るいまちづくりをめざします。 ○ 団体や活動についての周知を継続し、誰もが参加しやすい雰囲気づくりに取り組みます。 ○ 自治会への加入者が減少している現状に対し、あいさつ運動や地域の清掃活動等、誰もが気持ちよく関われる機会を通じて、自然な「顔見知り」の関係を育みます。 ○ 校区福祉委員会や福祉事業所等と気軽に情報交換できる場をつくりま す。 ○ 料理教室やピンポン、囲碁等、これまで地域活動への参加が少なかった層(特に男性や若い世代)が興味を持って参加できるような活動を企画 します。
<p style="text-align: center;">市民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通学・通勤・買い物の途中等、地域で出会う人に気軽に声をかけましょ う。 ○ いつもと様子が違う人や、元気のない様子の人に気づいたら、さりげなく声をかけてみましょう。 ○ 興味のある地域の活動やイベントに、気軽に参加してみましょう。 ○ 家事や仕事の合間等、自分のペースで関われるボランティアや活動を見 つけましょう。 ○ 参加しやすい雰囲気づくりのために、初めて参加する人にやさしく声を かけましょう。 ○ 「こんな活動があったらいいな」と思うことを、地域の人や団体に提案し てみましょう。 ○ 参加した活動の楽しさや気づきを、家族や友人に伝えて、参加の輪を広 げましょう。

基本目標 3 地域福祉の担い手をつくる

◆ 現状と課題

- 地域の見守りや福祉活動を担ってきた住民の多くが高齢化しており、活動の中心が固定化しています。若い世代や新たな担い手の参加が進まず、今後の継続に課題を抱えています。
- 本市では、ボランティア活動に関する相談対応や調整、市民に向けたボランティアセンターや活動のPR、ボランティアグループ連絡会の後方支援を行っていますが、担い手不足によりボランティア活動が困難な状況に直面しています。活動の停滞を防ぐため、相談対応やモチベーション維持のための支援を行い、ボランティアグループの自立を後押ししています。
- 市民アンケート調査では、福祉に関心があると答えた人が全体の7割程度いる一方で、活動につながらない理由に「自分が何をすればよいかわからない」や「忙しく時間が取れない」という回答が見られました。
- 福祉関係団体等ワークショップでも、潜在的な担い手(企業、大学生、高校生、小中学生、元気な高齢者等)は多く存在すると考えられるが、時間や内容がわかりにくいという声があるため、それらの人をつなげるマッチングの仕組みが必要との意見がありました。
- 新たな担い手の確保には、若者や子育て世代等の生活スタイルにあわせた情報提供のあり方を検討し、気軽に・短時間で福祉に関わることのできる活動やグループを増やしていくなど、参加しやすい仕組みづくりも重要です。
- また、福祉へ関わることへの前提には、偏見や差別のない地域づくりが不可欠です。子どもや若者の段階から福祉や人権についての教育を行うことで、将来的な福祉意識や共生社会の理解が深まります。特に、将来福祉業界で働く人材や、地域社会のリーダーになる若者たちが、福祉に対する理解を深めることは、持続可能な地域社会の形成に寄与するため、学校教育や地域活動を通じた福祉教育の充実が求められます。

■めざす地域の姿■

- さまざまな困難を抱える人の人権を尊重する意識が定着しています。
- お互いに理解し、思いやりのこころを持つ人が増えています。
- 福祉活動に参加する体制が整い、多くのボランティアが活躍しています。
- 住民、福祉事業者、企業、商店など、みんなが一緒になって地域福祉活動を行っています。
- 福祉活動に参加する人たちがスキルアップするための体制があります。
- 多様な人々がそれぞれの関心や得意分野を活かしながら活躍できる多くの場があります。

1 誰もが活躍できる機会や場の創出

(1) 多様な活動機会の提供

住民が自分の関心やライフスタイルに合った形で参加できる、多様な活動の機会を提供することが重要です。幅広いニーズに応え、多様な人が活躍できる環境を整えることで、地域の支え合いの輪をさらに広げていきます。また、既存の制度では対応できない複雑な課題を持つ個別性の高いニーズに対し、地域における社会資源の活用や調整によりさまざまな活動機会を提供し、社会とのつながりをつくり、社会参加や就労につながるよう支援します。

(2) 一人ひとりの強みを活かした活動ができる地域づくり

住民一人ひとりが持つ多様な経験や能力を尊重し、それぞれの強みを活かせる地域づくりが求められます。個々の特性に応じた役割や活動を見出し、誰もが自信を持って参加できる環境をつくることで、地域の力を高めます。

行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市の事業の中で、ボランティア活動の機会・場をつくります。 ○ 中学生等が乳幼児とのふれあいを通じて、子育ての喜びや重要性を実感できる体験の機会、子育てに関する知識や技術を学ぶ場を提供するとともに、世代間の相互理解を深める取り組みを行います。 ○ 市民活動団体ネットワーク「わいわいネット」において、登録団体の活動を支援し、活動の活性化・団体同士のつながり強化を図ります。 ○ 社会参加が難しい人の参加支援を考えるための場を設け、関係機関と協力して、事業の枠組みを越えた連携や、新たな社会資源を拡充・開発することで多様な支援メニューを生み出していきます。 ○ 本人やその世帯のニーズ、抱える課題等を丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートをし、マッチングを行います。 ○ マッチングした後に、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップ等を行い、本人やその世帯と社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。 ○ 障がい福祉施策における「地域生活支援拠点」での体験の機会及び場の提供を、対象者を広く当てはめて実施します。 ○ これまでの取り組みを通じてできた関係機関との連携を基礎に、個人支援に視点を移した取り組みについて検討します。例えば、交野女子学院との連携事業について、セタプロジェクトやクリスマスプロジェクト、出院後の居場所づくり、社会とつながるための体験等といった取り組みについて、今後の事業継続や新たな展開も含め、関係機関と協力して検討を行います。
	関連事業等
	<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 33%;">・ 地域子育て支援拠点事業 <li style="width: 33%;">・ 歩く歩くDAY <li style="width: 33%;">・ 自発的活動支援事業 <li style="width: 33%;">・ 地域生活支援拠点等事業 <li style="width: 33%;">・ 外出支援事業

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活困窮者自立相談支援事業 ・ 就労準備事業 ・ 一時生活支援事業 ・ 住居確保給付金事業 ・ 交野女子学院との連携事業 ・ 就労支援事業 ・ 重層的支援会議・支援会議
<p>社会福祉協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティアセンターの運営主体として、活動したい個人・団体と支援を必要とする人や地域活動を効果的につなぐことで、市民の社会参加を促進し、地域課題の解決にも貢献します。 ○ ボランティア活動を通じて、多様な人々が交流し、お互いを理解し合うことで地域への愛着を育む機会を創出します。 ○ 「夏のボランティア体験プログラム」や「ボランティアサロン」等を通じて、市民がボランティア活動を始めのきっかけを提供します。 ○ 社会とのつながりが希薄な方に対し、「かたの×サードプレイス」等を通じて、本人のペースに合わせた社会参加の機会を創出します。 ○ ボランティア・地域福祉活動を、生きがいや役割につながる「身近な居場所」として積極的に周知し、誰もが気軽に参加できる環境づくりに取り組みます。 ○ 「交野市社会福祉施設地域貢献連絡会」の事務局として、地域貢献活動の推進に向けた研修の企画や地域とのつながりづくりを支援します。
<p>福祉関係機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設でのボランティアの受け入れを進めます。 ○ 「大阪しあわせネットワーク」や、「交野市社会福祉施設地域貢献連絡会」に参画する市内社会福祉法人及び社会福祉施設等による社会貢献事業、地域貢献事業を実施します。 ○ 子育て支援や地域交流を通じて、専門職が地域の一員として果たす役割を大切にし、こどもたちの健やかな育ちと地域福祉の向上に寄与します。 ○ 障がいのある人が趣味やサークル活動等を通じて生きがいを見つけ、社会参加できる機会づくりを支援します。
<p>福祉活動団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経験や趣味を誰かのために活かしてみたいという方が、その力を発揮できるようなきっかけをつくります。 ○ お祭りやイベント等地域の福祉活動に協力します。 ○ 小・中・高校生や大学生が、地域の祭りやイベントの企画・運営に参加したり、ボランティアとして活躍したりできる機会と仕組みを検討します。 ○ こども会やPTAにも積極的に呼びかけ、サロン活動やイベント企画に新しいアイデアを取り入れます。 ○ 地域内外の他団体との協働によりそれぞれの強みを活かし、協力者の輪を広げます。 ○ 地元の保育園や幼稚園の園児、小学校の児童とお互いに楽しみ、いきいきと活動できる場をつくります。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域に住む人々の経験や特技(趣味、資格等)を活かせる「地域人材バンク」の構築に取り組み、多様な人材が担い手として活躍できる場を創出します。 ○ 運営する居場所が、多様な背景を持つ人々にとって安心できる第三の居場所となるよう、利用者の声に耳を傾け、誰もが歓迎される雰囲気づくりに努めます。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の課題や活動の情報を知り、興味のある分野で自分なりの関わり方を考えてみましょう。小さなことでも、自分にできる活動や役割を見つけて、無理のない形で参加してみましょう。 ○ 地域活動やボランティアの場を、誰もが安心して初めの一步を踏み出せる「参加の入り口」にしていきましょう。 ○ 自分の得意なことや経験を振り返り、地域で活かせる場を見つけてみましょう。趣味や特技を共有しながら、世代や分野を超えて地域の人とつながりを広げましょう。 ○ 活動の中で得た学びや経験を、仲間と分かち合い、地域全体の力にしていきましょう。 ○ 多様性を受け入れ、誰もが参加しやすい活動や居場所づくりに取り組みましょう。支援が必要な人が地域の中で挑戦できるように、「試してみる」「失敗しても大丈夫」という雰囲気を育みましょう。 ○ 居場所や活動の場では、「何をするか」よりも「安心していただけること」を大切にしましょう。 ○ 居場所の運営や活動を通じて、誰もが役割を持てるよう工夫し、お互いに支え合う関係をつくりましょう。

◆◆ 市民の声 ◆◆



- こどもたちのボランティアへの参加は少しハードルが高い気がします。授業の一環として取り組めるように工夫すれば、身近に感じて参加しやすくなると思います。
- 生きがいになるようなボランティアや体を動かせる場所が充実すると、健康長寿が伸びることにつながるのではないのでしょうか。
- 小学校の放課後、校庭開放を毎日にして、そこに高齢者のボランティアに見守りに入っていただけたら、交流も生まれ、よいかなと思います。

2 福祉のこころを育む取り組みの充実

(1) 人権福祉に関する教育の充実

人権と福祉の理解を深める教育は、多様な人々が尊重される共生社会の基盤です。市民や関係者を対象に、正しい知識や意識を広げるための学習機会を充実させることで、偏見や差別のない温かな地域づくりを推進していきます。

(2) 多様性を認め合い支え合う意識づくり

さまざまな価値観や背景を持つ人々がともに暮らしていくためには、違いを認め合い支え合う意識を育むことが重要です。啓発活動や交流の場を通じて、多様性への理解を深めるとともに、お互いに尊重し合う気持ちや行動が日常に根付くよう、地域全体で意識づくりを進めていきます。

行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ さまざまな機会において人権教育を推進します。 ○ 認知症や障がいに対する基本的理解、福祉・介護等の課題に関する理解が深められるよう学習・教育機会の拡充を図ります。 ○ 障がいのある人やLGBTQ+等、偏見や差別が起こらないよう、学習・教育機会の拡充を図ります。 ○ 地域における福祉体験学習の機会を提供します。
	関連事業等
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理解促進研修啓発事業 ・ 自発的活動支援事業 ・ 人権啓発事業 ・ 福祉・介護への理解・啓発
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「交野市版 福祉教育プログラム」を通して、小中学校等と連携して出前講座(アイマスク体験、車いす体験、点字体験等)を実施し、体験を通じた学びの機会を充実させます。 ○ 福祉教育を通じて、「思いやりのこころ」を育むだけでなく、福祉を自分たちの身近な課題として捉え、自ら考え行動する「生きる力」を育む機会となるよう支援します。 ○ 福祉教育を推進する「ふくしボランティア」の養成を通して、地域における活動の担い手を育みます。 ○ 次代を担うこどもたちが、多様性を認め合い、ともに支え合う地域共生社会の担い手となるよう、教育機関、当事者団体、ボランティアグループ等をつなぐコーディネーターとして福祉教育を推進します。 ○ 地域の福祉関係者を対象とした人権研修会を企画・開催し、多様性を尊重する意識の醸成を図ります。
福祉関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域に向けて、こどもの頃からの福祉のこころの形成が大切であることを周知します。 ○ 自分らしい生き方や多様性の意味や理解についての講座、勉強会の機会を設けます。 ○ こどもたちが幼児期から日々成長していることを自覚し、生きる喜びを感じ取れるかわりを大切にします。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ こどもたちへの絵本の読み聞かせ等を通じて、多様な生き方を自然に受容できるようにします。
福祉活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多様な価値観や背景を持つ人々への理解を深めるため、勉強会やセミナーに参加し、地域全体で多様性を尊重する意識を醸成します。 ○ 多様な担い手と出会う場をつくり、地域全体で支え合い「お互いさま」の意識を持てるように取り組みます。 ○ 福祉に関する学びの機会を設け、見守りの視点や気づく力を養います。 ○ コミュニティスクールと連携し、地域住民が学校行事に参加することを通じて、福祉教育や世代間交流を推進します。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉や人権に関する講座・研修・地域学習会に積極的に参加し、正しい知識を身につけましょう。 ○ 新聞・広報・SNS等を通じて福祉や人権に関する情報に関心を持ち、学び続けましょう。 ○ 家庭や学校、職場等、身近な場でも「相手の立場に立って考える」習慣を大切にしましょう。お互いの違いを認め合い、尊重し合う気持ちを日常の中で育てていきましょう。 ○ 誤った情報や偏見に気づいたときは、正しい理解を広める行動を心がけましょう。偏見や差別を感じるような言動を見かけたときは、まず「気づく」「伝える」行動を心がけましょう。 ○ 「お互いさま」「ありがとう」といった温かな言葉を日常で交わし、信頼の輪を広げましょう。



3 担い手確保と活動支援

(1) 地域福祉の担い手の育成

地域福祉を持続的に推進していくためには、地域の中で活動を担う多様な人材の育成が不可欠です。福祉活動への理解を深める学びの機会を提供し、誰もが自分らしい関わり方で参加できるような環境を整えることで、地域全体の支え合いの力を高めていきます。

あわせて、地域の課題解決や活動の推進をリードする人材の育成にも取り組みます。多様な意見をまとめ、地域の強みを活かして協働を進めるリーダーの育成は、次世代へとつながる地域福祉の基盤づくりを支える重要な取り組みです。これにより、地域の自立的な運営力と継続性を高めていきます。

(2) 住民が活動しやすい環境整備

誰もが気軽に参加できる地域福祉活動の環境づくりは、担い手の増加と活動の継続にとっても重要な要素です。多様な生活スタイルに応じた柔軟な支援体制や交流の場を整備するとともに、住民が主体的に活動し、安心して挑戦できるような環境づくりを進めます。

また、地域に存在する人材や公共・民間の設備等の地域資源を有効に活用し、活動の場や仕組みを充実させます。これらの連携を通じて、多様な人々がそれぞれの関心や得意分野を活かしながら活躍できる地域づくりを推進していきます。

行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな担い手を確保するため、地域活動やボランティア活動について幅広く情報を収集し、広報紙やホームページで提供します。 ○ 地域活動やボランティア活動の意義・重要性について、啓発を行います。 ○ 商店、企業等の事業所の地域福祉活動への参画・参加を促進します。 ○ 社会福祉協議会が行うボランティアの養成を支援します。 ○ 既存の公共施設の活用と新たな地域資源の発掘により、活動拠点の確保を支援します。 ○ 地域団体やボランティア団体が自主財源を確保できるよう、必要な情報提供等を行います。 ○ 社会福祉協議会や関係団体等と連携して、日常的な見守り活動等に必要個人情報の提供を適切に行います。 ○ 地域住民のつながり及び、地域と行政の連携を強化するため、自治会への加入促進を図ります。
	<p>関連事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な人材確保・育成の支援
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉教育の対象を学校だけでなく地域全体へと広げ、あらゆる世代が福祉を「自分ごと」として捉える機会をつくります。 ○ ボランティアグループ連絡会の後方支援を通じて、活動の活性化やグループ間の連携を促進し、担い手のやりがいやモチベーション向上を支援します。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉教育の対象を学校だけでなく地域全体へと広げ、あらゆる世代が福祉を「自分ごと」として捉える機会をつくります。 ○ ボランティアグループ連絡会の後方支援を通じて、活動の活性化やグループ間の連携を促進し、担い手のやりがいやモチベーション向上を支援します。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティアに関心を持つ人が最初の一步を踏み出せるよう、活動体験や活動者との交流の機会を創出します。 ○ 地域の担い手を育成するため、活動者向けの研修や交流会を定期的に開催します。 ○ 未来の福祉人材を育成するため、社会福祉士等の専門職実習や中学生等の職場体験を積極的に受け入れます。 ○ ICTサポーターと連携し、ボランティア活動者向けのスマホ講座等を開催することで、活動のデジタル化を支援し、情報発信力の強化を図ります。 ○ 広報紙やSNS等を活用し、活動の魅力や参加者の声を伝えることで、新たな参加への関心を高めます。 ○ 赤い羽根共同募金や歳末たすけあい募金運動を展開し、地域福祉活動を支えます。 ○ 市域での社会福祉協議会活動や校区福祉委員会による地域に根差した福祉活動を推進するため、区長会や校区福祉委員会の協力を得ながら、市民や企業を対象とした会員募集を通じて安定的な財源の確保に取り組みます。 ○ 市民からの善意の寄付金や物品をお預かりする「善意銀行」を運営し、地域の福祉活動や緊急的な支援が必要な方への払出しを通じて、市民の「たすけあい」の心を地域に還元します。 ○ 地域の企業や事業所の社会貢献活動(CSR)の相談に応じ、地域で働く人々が住民とともに活動する新たな担い手となるよう支援します。
福祉関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉の専門職の仕事の魅力を伝え、人材の発掘・育成を行います。 ○ 施設の見学や実習の受け入れを継続して行い、将来を担う人材の育成につなげます。 ○ 地域とつながりを持ち、さまざまな地域活動に参画します。 ○ こどもたちが誰かの役に立つ喜びを感じる活動を工夫します。 ○ 児童・生徒を対象に、福祉や福祉の仕事についての理解を深めるための職業講話を実施し、将来の福祉人材の育成につなげます。
福祉活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新たなボランティア人材の発掘に取り組むとともに、活動の継続性を確保するために、新しいアイデアを積極的に取り入れます。 ○ SNS(インスタグラム等)やホームページを活用し、活動を多世代にPRし、新たな担い手や協力者を募集します。 ○ 地域の企業や事業所の社会貢献活動との連携を模索し、イベントへの参加や協力を依頼します。 ○ 若い世代が地域福祉活動やボランティア活動に関心を持ち、積極的に参加できるよう、若者の興味に応じた企画の実施、柔軟な参加形態を検討し、新たな人材の発掘を進めます。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉施設で製作された自主製品の認知度向上と購買促進を支援します。 ○ 集まりの場まで来られない人が、どのようにすれば参加できるのかを考えます。 ○ 地域の元気な高齢者に参加を呼びかけ、新たな担い手を発掘します。 ○ イベント時に短期・単発で手伝ってくれるボランティアを募集するなど、担い手の負担が集中しないような工夫を行います。 ○ 近隣の校区福祉委員会と合同でイベントを開催するなど、「ヨコのつながり」を活かして、活動の継続や担い手不足の解消につなげます。 ○ 「ようこそベビーちゃん訪問」を通じて、子育て家庭が地域の人々や支援者と顔を合わせ、交流を深める機会を提供します。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自分の得意分野や経験を活かして、地域の活動や支援の担い手になってみましょう。 ○ 活動を通して得た知識や経験を周囲に伝え、次の世代に引き継いでいきましょう。 ○ 活動に必要な情報や場の情報を地域で共有し、参加のきっかけをつくりましょう。活動の場所を提供できるときは、地域での活用に協力しましょう。 ○ 忙しい人や子育て世代、高齢者等、さまざまな人が関われるように工夫を提案しましょう。 ○ 活動に参加している人を応援したり、感謝の気持ちを伝えたりして、続けやすい雰囲気をつくりましょう。 ○ 学びと経験を通して、できることから地域を支える力を高めていきましょう。

基本目標 4 安全・安心な地域をつくる

◆ 現状と課題

- 防犯対策は、すべての住民の暮らしの基盤を支える重要な取り組みです。しかし、近年では子どもや高齢者を狙った犯罪、不審者情報の増加、空き家の増加に伴う治安の悪化等、新たなリスクが顕在化しています。こうした背景を踏まえ、地域の実情に即した防犯体制の強化が急務となっています。
- 各種アンケート結果からは、本市は見守りの取り組みや防犯・防災に関して住民の意識が高いという評価があります。特殊詐欺対策機器の貸し出しの増加や、地域と連携した青色回転灯防犯パトロール等、防犯意識の普及啓発の効果は着実に広がっています。また、非常時や災害時だけでなく、日頃からの住民のつながりがあることで、安心して過ごせる地域をつくることできるという、地域のつながりの重要性に関する意見もありました。
- 防災訓練については、一部の方への負担の集中や参加者の固定化といった課題が挙げられています。災害を想定したシミュレーション、災害時の支援の求め方等を丁寧に周知していく仕組みづくりが必要です。
- 災害時の要援護者への支援については「避難行動要支援者支援事業(愛称:おりひめ支え愛プロジェクト)」として実施しています。市では、支援がなければ避難できない在宅の方で、かつ、家族等による必要な支援が受けられない方等を対象に、「避難行動要支援者名簿」の作成を行っています。この名簿による登録者の情報を防災関係機関等と共有し、災害時における情報の伝達や安否確認、避難支援等に活用するとともに、日頃の見守り活動や助け合い活動に活用していく必要があります。
- また、個別避難計画の見える化についても、推進を求める声がありました。見える化を進めるためには、市、社会福祉協議会、福祉関係団体、医療機関、消防等、さまざまな機関との情報共有と連携が必要です。避難計画が見える化されても、市民一人ひとりがその計画に対して理解し、実際の避難時に自ら積極的に行動できるかどうかを鍵となります。見える化を単なる紙やデータとしてではなく、市民一人ひとりが実際に活用できる形で提供することが、効果的な避難支援につながります。

■めざす地域の姿■

- 市民一人ひとりの防災意識や地域の防災力が高まっています。
- 非常時や緊急時に、地域で助け合う体制が整っています。
- 地域ぐるみで、子どもや高齢者等を犯罪や事故から守る見守り活動が展開されています。
- 市民一人ひとりが犯罪や交通事故に対する正しい知識や対応能力を身につけています。

1 地域を基盤とした防犯活動等の促進

(1) 地域における防犯活動の促進・防犯意識の向上を図る啓発の推進

地域の安全を守るためには、住民が主体的に参加する防犯活動の推進が重要です。防犯意識を高める啓発活動を積極的に行い、一人ひとりが自覚を持って協力し合い、安全で安心できるまちづくりをめざします。

(2) 交通事故を無くすための取り組み

交通事故の防止には、地域全体での意識共有と具体的な対策が求められます。交通安全に関する教育や見守り活動の強化を図り、こどもから高齢者まで誰もが安心して暮らせる環境づくりに取り組んでいきます。

行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不審者情報の提供体制を充実するとともに、「こども110番」「動くこども110番」「こどもの安全見守りパトロール」等の活動を支援し、地域ぐるみで不審者や犯罪等からこどもを守る取り組みを推進します。 ○ 犯罪に対する注意を喚起する掲示や、防犯カメラ、LED防犯灯の設置等により、防犯環境の整備を図ります。また、警察や関係団体と連携して、防犯キャンペーン等による啓発や防犯教室を実施し、市民の防犯意識の向上を図ります。 ○ 高齢者等が消費者被害等にあわないよう、関係機関と連携して、消費者被害防止等の啓発活動を推進します。 ○ 園や学校、地域において、警察や関係団体等と連携して交通安全教室を開催し、こどもや高齢者をはじめとする市民の交通ルールとマナーの習得を図ります。 ○ 地域や民間団体の主体的な取り組みや活動を支援します。 ○ 高齢者の振り込め詐欺等の対策として特殊詐欺対策機器を貸与します。 ○ 高齢者の運転による交通事故の防止を図るために運転免許の自主返納をされた方に対して補助を行います。 ○ 犯罪被害者等に対し、見舞金を支給します。 ○ 生徒の通学路や園児の移動経路において、警察や道路管理者と連携し、こどもの移動経路安全推進会議を開催し、市内道路の危険個所の安全対策を図ります。
	<p>関連事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行訓練 ・ 自転車教室 ・ 防犯教室 ・ 交通安全教室 ・ 特殊詐欺対策機器の貸出 ・ 犯罪被害者等見舞金 ・ 高齢者運転免許証自主返納支援事業 ・ 高齢者の交通安全対策の推進
	<p>社会福祉協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民からの気づきを警察や消費生活センターへつなぎ、警察や消費生活センターの注意喚起情報を地域へ届ける双方向の連携を推進することで、地域全体で犯罪や消費者被害を防ぐ体制を強化します。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症高齢者や判断能力に不安のある方が悪質な訪問販売や特殊詐欺等の消費者被害に遭わないよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度等の活用を促進し、福祉的な視点から財産と暮らしを守る取り組みを強化します。
福祉関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察や関係機関との連携を強化し、防犯・防災に関する最新の情報を収集し、情報発信を行うことで、犯罪や災害のリスクに備えます。
福祉活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の防犯設備を確認するなど、防犯意識を高め、安心・安全のまちづくりをします。 ○ 警察や関係機関の協力のもと、サロン等で防犯・防災に関する出前講座を開催し、意識の醸成に取り組みます。 ○ こどもたちの安全な登下校を見守る活動を、次世代にも引き継げるよう、新たな協力者を募りながら継続します。 ○ あいさつ・声かけ運動を地域全体で強化することが、地域の防犯力向上につながることを周知し、実践します。 ○ 地域のこどもたちの安全を守る「こども110番の家」の取り組みを広げるとともに、気になる様子のこどもや親子がいた際の情報共有・相談窓口への連携体制を整えます。 ○ 介護事業所や警察、地域包括支援センターをはじめとする関係機関と連携し、地域住民やボランティアとも協力して、犯罪リスクの早期発見と防止に取り組みます。 ○ 定期的地域パトロール時にごみの掃除を継続することで、地域への愛着と防犯意識を高め、コミュニティ全体の安全と結束力を強化します。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日常的なあいさつや声かけは、地域の見守り力を高め、犯罪の抑止にもつながります。お互いの顔がわかる関係づくりを意識しましょう。 ○ 不審な人や車、見慣れない行動を見かけたときは、ためらわずに警察や地域の関係機関に連絡しましょう。 ○ 「何かおかしい」と感じたときの早めの通報が、犯罪の未然防止に役立ちます。小さな気づきを見逃さず、地域全体で防犯意識を高めましょう。 ○ 地域の防犯パトロールや見守り活動、防犯灯の設置・点検等、できる範囲で地域の防犯活動に参加しましょう。 ○ 地域全体で交通ルールを守る意識を高め、こどもや高齢者への声かけや見守りを行いましょう。 ○ 地域の交通安全運動や街頭啓発活動等に積極的に参加し、交通事故ゼロをめざす地域の気運を高めましょう。 ○ 地域に住んでいるからこそ気づく危険な箇所については、放置せず、自治会や町内会等を通じて情報を集め、関係機関と連携して安全な環境整備につなげましょう。

2 暮らしの安心を支える仕組みづくり

(1) 災害時の支援体制整備

災害発生時に迅速かつ適切な支援を行うためには、地域の実情に即した体制づくりが重要です。関係機関や市民が連携し、情報共有や役割分担を明確にすることで、被害の軽減と市民の安全確保を図ります。

(2) 地域の自主防災活動の促進・防災知識の普及啓発

市民が自ら防災に取り組む意識を高めることが、災害への備えを強化する第一歩です。自主防災活動の支援や防災知識の普及啓発を通じて、地域全体で安全・安心を築く力を育てていきます。

行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時にすべての人に必要な情報が適切に届くよう、配慮した情報発信に努めます。 ○ 「おりひめ支え愛プロジェクト」(避難行動要支援者支援事業)を周知し、避難行動要支援者登録数の拡充を図るとともに、災害時には関係機関へ情報提供をします。 ○ 地域において避難行動要支援者に対する個別支援の取り組みが進むよう、支援します。 ○ 福祉避難所の開設(指定)・設備・運営等を行います。 ○ 災害ボランティアセンターを社会福祉協議会と協力して設置します。 ○ 住民基本台帳等の情報を元に、避難行動要支援者名簿を更新していきます。また、名簿を使い、日頃の見守り等にも活用してもらえよう支援します。 ○ 自主防災組織の充実と活動の活性化を支援します。 ○ 各地区が設置している自主防災組織と情報共有のため、連絡協議会を開催します。 ○ 防災に関する講座や講演会を開催し、防災に関する知識の普及を図ります。 ○ 防災に関する情報を収集し、広報紙やホームページ等で提供していきます。 ○ 「交野市地域防災計画」や「総合防災マップ」の普及啓発を図ります。 ○ 災害時に衛生環境(トイレ、入浴、清潔な衣服)が保たれるよう対応に努めます。
	<p>関連事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「おりひめ支え愛プロジェクト」 ・ 自主防災組織資機材助成 ・ 出前講座 ・ 災害支援車の整備 ・ 災害発生後の体制確保方策の検討 ・ 介護サービス事業者に対する災害対策検討の推進
	<p>社会福祉協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害の発生時に円滑に災害ボランティアセンターを設置・運営できるように、平時から備えを続けます。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他市社会福祉協議会との合同訓練や研修会に積極的に参加し、広域連携体制を強化します。 ○ 地域の防災士の指導のもと、発電機等の災害備品の管理・動作確認を定期的に行い、いざというときの実用性を確保します。 ○ 赤い羽根共同募金が、地域の福祉活動を支えるだけでなく、大規模災害に備えるための災害等準備金として積み立てられ、被災地支援活動の重要な財源となることを広く周知し、協力を呼びかけます。 ○ 赤い羽根共同募金運動の周知に施設として協力することで、地域が災害に備えるための資金確保を後押しします。 ○ 福祉と防災が連携する「福防連携」の視点に立ち、平常時の見守りや支え合い活動が、そのまま災害に強い地域づくりにつながることを推進します。 ○ 地域住民や福祉団体を対象に、避難所運営ゲーム(HUG)や車いす操作訓練等の防災に関する出前講座を関係機関と協働して実施し、防災スキル向上を支援します。 ○ 法人として業務継続計画(BCP)を定期的に見直し、災害時においても福祉サービスを継続できる体制を維持します。
福祉関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症や災害発生等における事業所・法人の垣根を超える相互支援体制の構築を行います。 ○ 個別避難計画の作成に向け、協力して取り組んでいきます。 ○ 車いす体験等、専門職の持つスキルを活かして地域での防災訓練や研修会の開催を支援します。
福祉活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平時の活動を通じて、災害時に支援が必要な地域住民を把握します。 ○ サロン活動の場等を活用し、定期的に避難訓練を実施することで、災害への備えと地域の連携を強化します。 ○ 地区と協力し、「おりひめ支え愛プロジェクト」の登録や更新を支援するとともに、周知啓発に協力します。 ○ 災害時の避難所の場所や仕様を確認し、避難行動に支援が必要な方が二次避難所へ移動する際に困らないよう、行政から具体的な支援方法について聞くなどして、普段から不安を取り除いておくようにします。 ○ 関係施設と連携し、避難行動に支援が必要な方の防災訓練・避難所訓練、避難誘導や避難所対応に協力します。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時に一人で避難することが難しい方が身近にいないか、日頃から気にかけておくことが、支援体制づくりの第一歩です。あいさつや日常的な交流を通じて、お互いの存在を確認し合いましょう。 ○ 支援を必要とする方の情報については、個人のプライバシーに配慮しつつ、自治会や地域の支援者と適切に共有・連携できるようにしましょう。 ○ 災害時に備え、地域の中で「誰が誰を支援するか」「どう避難を手伝うか」といった役割分担について、事前に話し合いましょう。

	<ul style="list-style-type: none">○ 自治会や自主防災組織が実施する防災訓練や避難所運営訓練に積極的に参加し、顔の見える関係づくりと防災意識の向上を図りましょう。○ 家庭での備えとあわせて、地域の防災体制の一員としての意識を持ち、近隣の方々と協力しながら支え合える関係をつくりましょう。○ 自主防災組織を中心に、要配慮者(高齢者・障がいのある人等)の支援体制や災害時の集合場所等について、普段から話し合い、情報を共有しておきましょう。
--	--

